

平成24年第2回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成24年6月19日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 特別委員会委員長報告
- 日程第 2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
- 日程第 3 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
- 日程第 4 議案第41号 西郷村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第42号 西郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第43号 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第44号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第45号 平成24年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第46号 平成24年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第47号 平成24年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第48号 平成24年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第 2号 平成23年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第13 報告第 3号 平成23年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について
- 日程第14 報告第 4号 平成23年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について
- 日程第15 報告第 5号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 追加日程第1 議案第49号 西郷村監査委員の選任について
- 追加日程第2 発議第 3号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第 4号 消費税増税に反対する意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第 5号 脱原発に関する意見書の提出について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第17 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第20 放射能対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第21 家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第22 例月出納検査結果報告
- 日程第23 閉 会

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有二君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局局長	東宮清章君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで議案1件、発議3件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第49号、発議第3号～第5号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案1件、発議3件につきましては、日程第15の次に追加日程第1、議案第49号、追加日程第2、発議第3号、追加日程第3、発議第4号、追加日程第4、発議第5号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第49号から追加日程第4、発議第5号まで一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案及び発議書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第49号に対する提案理由の説明を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日、追加提案いたしますのは、議案第49号「西郷村監査委員の選任について」であります。

監査委員につきましては、地方自治法の規定により定数は2名となっておりますが、議員のうちから選任される監査委員の任期は議員の任期とされており、昨年8月28日、議会議員の改選が行われまして、平成23年9月議会に提出いたしました監査委員の選任議案ではご同意を得られませんでした。徳田進氏を引き続き監査委員

に選任いたしたく、再度議会の同意を求めるものでございます。

徳田進氏は、平成15年から西郷村議会議員として活躍されており、平成19年6月から監査委員を務めていただいておりますが、皆様ご存じのとおり、温厚な人柄で信望も厚く、長年にわたり西郷村消防団長の任にあり、また、西郷村地域安全推進協議会委員を務め、安全・安心の村づくりに多大なるご尽力をいただいているところでもございます。みずから会社を経営されていることから、民間での会計事務にも精通されており、西郷村の財務事務の執行や経営管理、あるいは財政状況を適切に判断し、監査委員の職務を執行してこられました。

今後とも、村民の代表として公正な観点で監査委員の職責を果たされるものと考えておりますので、再度の選任にご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第3号に対する趣旨説明を求めます。7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 総務常任委員会に付託されました基地対策関係予算の増額等を求める意見書の提出についてご説明いたします。

提出の理由は、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷や基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい財政状況にある。よって、依頼の趣旨に基づき、国による基地関係市町村への基地対策のさらなる充実を求め、関係行政庁に意見書を提出することが適当と認め、賛成議員と連名の上、提出する。提出の内容は、裏面に記載のとおりでありますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第4号に対する趣旨説明を求めます。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。消費税増税に反対する意見書の提出について、提出の理由について説明させていただきます。

裏面を見ていただくと、今回の意見書の案文がつけてございます。この案文を見ていただければというふうに思います。この案文のとおり、関係省庁に意見書を提出することが適当と認め、賛成議員の連署のもとに西郷村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。どうか皆様においてはご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第5号に対する趣旨説明を求めます。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。発議第5号について、提案理由の説明を申し上げます。

この件につきましては、脱原発に関する意見書の提出ということでございまして、6月16日、野田総理大臣が福井県の大飯原発の3、4号機の再稼働を決断されました。これは非常に危惧することございまして、我々被ばく県であります福島県民と

しては、やはり福島県の原子力発電所がまだ収束しない、全く今後の見通しが立たない状況の中で、また、その原発の安全基準もきちんと整理され、そしてまた示されていない中で再稼働ということは、私は拙速であるというふうに思っていました。そして、最大の問題としては、この大飯原発の再稼働が一つの突破口として、これから全国の原発の再稼働につながるということが非常に危惧されます。こういった中で、福島県民であります我々はこの脱原発ということについて、強く政府、そしてまた関係諸官庁、そしてまた福島県知事に対しまして意見を申し上げたいということでございますので、よろしくご審議の上、ご採択のほどをお願い申し上げます。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

#### ◎特別委員会委員長報告

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、特別委員会委員長報告であります。

最初に、放射能対策特別委員会の中間報告を求める件を議題とします。

おはかりします。

放射能対策特別委員会の中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、放射能対策特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長（佐藤富男君） それでは、西郷村放射能対策特別委員会の平成24年3月定例会以降の活動報告を申し上げます。

4月20日、第7回放射能対策特別委員会総合調整会議を開催し、今後の活動方針等を審議いたしました。その際、環境保全課から村の仮置き場の設置見通しについて、そして4歳から中学生までのホールボディカウンターによる検査を実施する旨の説明を受けました。その後、仮置き場の問題について伊達市などの仮置き場を視察することを決定し、子どもたちの健康対策と賠償金の問題についても福島県や東京電力に陳情活動を行うことを決定いたしました。

4月24日、福島県庁及び東京電力被災者支援対策本部に赴き、福島県知事や東京電力福島県地域支援室の林孝之室長に対しまして、次のような要望活動を行ってまいりました。

- 1、放射能から子どもたちを守るため、長期にわたって健康調査を行うこと。
- 2、ホールボディカウンターを白河地方に設置し、検査体制も迅速に実施を図ること。
- 3、住宅地や農地の除染を迅速に行うこと。
- 4、精神的損害賠償について、子ども20万円の倍賞には納得していない。線量に応じた適切な賠償を実現することなどに福島県は支援をすること。

以上のような要望活動を行いました。

以上が主な活動状況ですが、今後とも放射能対策特別委員会は、村民の皆様の安

全・安心な生活を取り戻せるよう活動してまいりますので、皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

次に、家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会の中間報告を求める件を議題といたします。

おはかりします。

家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会の中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議いたします。

（午前10時15分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午前10時16分）

○議長（鈴木宏始君） 家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会委員長、室井清男君。

○家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員長（室井清男君） 16番。西郷村議会、家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会の活動に係る中間報告を申し上げます。

西郷観光株式会社に対する家族旅行村指定管理業務委託に関する検査を行うため、地方自治法第98条第1項の規定に基づき、平成24年第1回西郷村議会定例会において本特別委員会は設置されました。

これに対し、7回にわたる特別委員会を開催し、西郷村家族旅行村指定管理業務委託に係る村の委託状況及び西郷観光株式会社における管理状況、経理、組織・人事等についての調査を重ねてまいりました。参考人といたしまして、西郷観光株式会社の関係者の出席を求め意見を聴取するとともに、村に対する実績報告書や裏づけとなる領収書などの提出を求め、慎重に調査を行ってきました。

詳細は別紙のとおりですが、緑化管理における除草剤購入事実の有無をはじめ、実績報告における写真の使い回しなど、多くの点について仕様書との整合性がなく、西郷観光株式会社における管理運営及び村に提出された実績報告は虚偽であり、明らかにずさんであることが確認されました。最終的な結論はこれからですが、現時点においては、次の点について中間指針を申し上げますので、執行部は迅速に改善をされるよう対応を求めるものであります。

1. 村は、西郷観光株式会社に対し、指定管理者となって以降の詳細な資料を添付

した事実に基づく実績報告書を再度求めること。

2. 指定管理者である西郷観光株式会社のずさんな会社運営を抜本的に見直し、西郷村民はもとより、西郷村議会からも信頼を得られるような会社機構及び人事を確立することを求めること。（取締役である村長の責務である）

3. 村は、西郷観光株式会社指定管理者として、地方自治法及び西郷村条例に照らして、適当であるか否かを詳細に精査し、その結果を議会に報告すること。

以上、中間報告を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

◎議案第39号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、議案第39号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第39号「専決処分の承認を求めることについて」、質疑をしたいと思います。

質疑に入るに当たって、今回の第1表の繰越明許費補正ということで第1表がついていますが、この繰越明許費の事業概要というものがあれば、質疑の最中に準備していただければというふうに思います。質疑に入りたいと思います。まず初めに、この案件に関しては、本年の3月5日提出で行われた第1回定例会において繰越明許した案件だというふうに理解をしております。その案件に対しての追加と変更をしたものというふうに理解をするものなんですけれども、なぜ追加と変更をしたのか、その理由についてご説明いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 12番上田議員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、総務費、防災諸費、放射性物質除染対策事業についてでございますが、以前から県のほうと協議しておりました芝張りの工事につきまして、以前は該当しないということで県のほうと協議が調っておりませんでした。協議が調いまして急遽認められることになったため、今回追加として補正したものでございます。

次に、消防費、消防団安全対策設備整備事業についてでございますが、機材の確保が3月補正以降、年度内に間に合わないということで今回追加したものでございます。

次に、白河地方広域市町村圏整備組合負担金でございますが、事業が5月31日までとなったため、追加したものでございます。変更につきましては、今回民生費の災害廃棄物処理事業費につきましては、一般住宅ができなかったということで繰り越しを減額して補正したものでございます。農業費、小規模道水路整備関連事業、それから社会資本整備総合交付金事業、農業施設災害復旧事業、農地災害復旧事業につきましては、事業の確定に伴い減額補正したものでございます。土木施設災害復旧費でございますが、藪川、伝四郎の工事がさらに年度内完了が困難となったため、今回繰り越しとして補正したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま細部についてご説明をいただいたんですけども、まず、先ほど申し上げましたように、この事業の概要についての資料があれば提出していただきたいと思うんです。これは私の質疑の中で準備していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そこでちょっと伺いたいですけれども、先ほどの追加の部分で消防費なんかですと、議会が閉会した後でというお話がございました。そのほかにもそういったお話がございました。この資料を見ていると、まず、ちょっと気になるのが、前もこれは16番議員から専決処分についていろいろお話があった記憶がございました。私もこれは非常に気になっている部分なんですけれども、この専決処分書のところに地方自治法第179条第1項の規定により平成23年度云々と書いてありますよね。この地方自治法179条第1項の規定に基づいて専決をしたということで説明があるんですけども、私らは議員選挙が終わるとこの議員必携というものを村から貸与されています。この中に自治法が載っております。非常に使いやすいものですからよく見ているんですけども、この179条、長の専決処分ということで、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書きの場合においては、なお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができる、こういった規定で長の専決処分というのは認められています。この、まず一番最初に気になる場所なんですけれども、この議員必携というのは、たしか昨年夏に選挙があったと。私らはこの貸与を受けていない。多分その以前のものだというふうに私は理解している。この自治法というのは時々改正されますので、事務局長、この179条の部分というのは、今の自治法と合っていますか。確認したいです。

○議長（鈴木宏始君） 議会事務局長。

○参事兼議会事務局長（松田隆志君） お答え申し上げます。

ただいま上田議員からお話のありました議員必携につきましては、第8次改訂版でございまして、この3月に第9次改訂版が出ております。今回、配付に間に合わなかったものですから、6月の補正予算で計上してございまして、新しい9次版を配付する予定となっております。179条の自治法の部分については、改正はございません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。局長に対して立ったままで大変失礼なんですけれども、続けて聞きたいんですけれども、この第179条の議会が成立しないときというふうにして書いてあるんですけども、これ多分、事務局で解説書を持っていると思うんですけども、この議会が成立しないときというのはどういう状況を言うのか、そこのところをお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 議会事務局長。

○参事兼議会事務局長（松田隆志君） お答え申し上げます。

地方自治法の解説書、この逐条地方自治法がございまして、その解説文には、議会が成立しないときというのは、在任議員の総数が議員定数の半数に満たない場合であるということを書いてございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま事務局長から説明いただいたんですけども、在任議員が定足数の半数に達しないときには議会が成立しないよと。その後の113条ですか、この中にもやはり定足数の部分がございます。これを見てもやはり同じようなことが書いてあるのかな。定足数に達しないときは会議を開くことができないということが書いてあります。それと除斥とか、同一事件で再度招集しても議会が応じないときにはということでの113条の規定がございます。こうやって地方自治法をずっとひもといていくと、果たしてこの専決処分が本当にどうだったのかということは今大きく疑問を持つわけですよ。

というのは、ちょっと思い出していただきたいんですけども、先ほど総務課長のほうから説明があったんですけども、3月の議会が閉会した後にどうしても補正、繰越明許のこの案件をやらなければならないということだったんですけども、3月議会をちょっと思い出していただければいいと思いますけれども、今定例会の資料に西郷村議会（長の行動表）というものが添付されています。これは議長の行動表なんですけれども、これをちょっと見ていただければ、3月5日に議会が開会して、3月21日に閉会したというふうになっております。その後、26日に全員協議会が開かれています。26日に全員協議会が開かれて、多分、記憶が間違っていなければ、村民プールの説明とかをここで受けたというふうに記憶をしております。それで、この資料をまた戻って見ますと、専決した日が3月30日という日付をうたっているわけですよ。これで本当に先ほどの地方自治法に規定する議会を開くいとまがなかったのか。もしくは議長に対して村長が臨時会を開きたいということをやっても、議長が応じなかったのか。議長から我々議員に来て我々議員が応じなかったのか。決してそうではない。きちんと全員協議会を開きたいですと議長に行きました。議長からその連絡を聞いて、我々は全員ここに集まって全員協議会を受けているわけです。そういう場でなぜ説明ができなかったのか。なぜですか、総務課長、そこを伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、そういう形で3月末近くに全員協議会を開いていただいたわけですけども、放射能対策、それから東日本大震災の事務等、年度末で非常に事務的に困難な状況もございまして、個々に何件か掲げてございまして、この事業すべてにおいてちょっと確定ができておりませんでしたので、大変失礼ではございますが、3月末の専決とさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。理由はわかります。東日本大震災のいろいろな事務の仕事が煩雑になってきている、さらには原発事故のいろいろな対応をとらなければならない、そういう事務が重なり重なって非常に大変な時期だというのは十分にわかっています。しかしながら、私は素直にそれが落ちない。というのは、3月の定例会の場においてもありましたよね。提出議案の説明が間違っていた。そういうことをずっと考えていくと、本当に悪い言い方をしますけれども、これは3月の定例会に上げるのを忘れて、そして後から気がついてこれ計上したんじゃないですか。日付を3月30日にさかのぼって専決をしたんじゃないんですかというふうに疑いをかけるんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 議員ご指摘のとおり、若干そういう事務の遅れはございました。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。若干そういう部分もあるというふうにお認めをいただいたわけですが、非常にこれは議会を甚だ軽視しているとしか言いようがない。3月5日に繰り越しの議決をしたわけですよ。そして、さらに同じ案件、追加、変更、そういったものがこの6月に出てくる。これはまさに職務怠慢だとしか言いようがない。これは十分に注意していただきたい。それと、今回こういうふうに出すに当たってはね、最初に素直にやはりそこは説明すべきだと思いますよ。違いますか。そうやってなぜ水面下に沈めようとするのか、そこがわからない。間違いは間違いでしょうがないと思いますよ。そこはやはりきちんと言うべきです。そしてさらに言えば、この内容についてももう少し丁寧に説明してもいいんじゃないですか。これだけいろんな変更が出てきている。理解できない変更ではないと思いますよ。ただ、そうやって隠そうとするからいろんな疑義を持ってくるわけですよ。ですから、先ほど言ったように、この事業の概要についてのこういう紙があると思いますので、それを提出していただきたいということを申し上げているので、準備ができていなければ出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。議長においてはよろしくお願いいたします。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時38分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時38分）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前10時50分まで休憩します。

（午前10時39分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 10 時 51 分）

○議長（鈴木宏始君） 議案第 39 号に対する質疑を続行いたします。12 番上田秀人君。

○12 番（上田秀人君） 12 番。引き続き質疑をしていきたいと思ひます。

ただいま資料のほうを配付していただいたわけですが、こういった資料をもとにきちんと説明をすべきだというふうに思ひますよ。これが村の責任だというふうには私は考へます。資料請求に関しては、本当に 10 分ほど今時間をとめてしまつて、これはおわびしなければなりません。これはちょっとルールに違反している部分がありますので、事後は注意をしていきたいと思ひますけれども、村においてもこういう資料があるのであれば、すぐに提出をして、こういうわけで繰り越しをしました、繰越明許をしました、追加をしました、変更をしましたということをごきちんと説明すべきなので、今ここで、ある程度簡単に結構ですので説明をすべきだと思ひますけれども、各担当課長から説明をいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

まず、総務課の総務管理費、西郷村地域防災計画改定業務委託につきましては、記載のとおりでございますが、上位計画である国の防災基本計画や県の地域防災計画の改定、それから東日本大震災などの発生といった防災環境の変化を踏まえ、災害に対する防災体制や対策を効果的にするため、地域防災計画を改定いたしますが、水防計画書の作成、業務継続計画の作成等が今回できなかったために、翌年度繰り越しとするものでございます。

次に、放射性物質除染対策事業費でございますが、今回の一番上に載っておりますが、芝の張りかえの復旧ということで、西郷村民野球場芝張り復旧工事、それから公園等につきまして今回芝の張りかえが認められたため、繰り越しとするものでございます。

それから、次の災害廃棄物処理事業費でございますが、今回繰り越した分は村内企業の瓦れきの運搬処理分でございます。

それから、農林水産業費でございますが、中島排水路をはじめ、小規模水路等について今回繰り越しとしたものでございます。次に、小規模道水路整備関連事業でございますが、後原地内の排水路でございます。それから、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業でございますが、中島地区の排水路での繰り越しでございます。農業集落排水事業特別会計繰出金については、繰出金でございます。

林業費につきましては、下羽太支線の工事の繰り越しでございます。

土木費でございますが、災害関連地域防災崖崩れ対策事業に関しましては、東高山ニュータウンの工事の繰り越しでございます。

道路橋りょう費につきましては、小規模道水路整備事業でございますが、折口原一ノ又線、それから黒川那珂線等を繰り越しております。社会資本整備総合交付金事業でございますが、道路改良の舗装工事ということで、（不規則発言あり）詳しくは申

しわけございませんが、お手元の資料をごらんいただければと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま概要について詳細な説明いただいたわけですが、2点ほど、この概要を示したペーパーを見て今ちょっとわからない点があるので、赤子に教えるつもりで教えていただければと思うんですけども、事業概要ということで今総務課長が説明いただいた右わきに、金額という部分で金額が書いてあります。この金額というのはどこの金額が入ってくるのか。いわゆる3月に繰り越したときの補正前の議会資料のほうですね、補正前の金額と比較してもちょっと違う数字が出ていたりするものですから、まずここ、どの数字が入ってくるのか教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。（不規則発言あり）

議運長、何か暫時休議求められているんですけども、20分まで休憩しましょうか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。総務課長においては、何か資料を持って来るものがあるということなので、もう一つ、じゃ確認したいと思います。この金額のところをずっとわきに行って左側の一番上に財源内訳ということで書いてございます。国庫支出金、県支出金ということで書いてあります。これの裏づけも何か示すものがあれば、お示ししていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩します。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第39号に対する質疑を続行いたします。

12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 先ほどの金額の欄と報告の繰り越しの金額の違いは何かということでございますが、金額の欄はその事業全体の経費でございまして、そのうち既に平成23年度で執行済みの部分もございまして、それを平成23年度完了の部分を差し引いた残りの部分を繰り越さなければならないんですが、その右側にあります翌年度繰越額となっておりますが、その欄が今回の繰り越しの議案書と合っておりますので、ご確認いただければと思います。それと、財源内訳の件でございまして、国庫支出金、県支出金、各数字が入ってございまして、これは各事業によりまして補助率それぞれ違うわけですが、災害関係でありますと、この2段目でいいますように100%県の支出金補助、それからその下の民生費でいいますと、翌年度繰越額の2分の1が上げてございまして、これは各事業によりまして補助率が違ひまして、それぞれの補助基準、補助率に合わせて計算してございまして、よろしくお願ひい

たします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま説明をいただいて納得する部分がございます。その財源内訳の部分です、私が言いたかったのは国庫支出金とあと県支出金の部分なんですけれども、これは要するに村で繰り越しをしたわけですよね。そうすると、村のお金だけであれば、100%村の財源であれば、村だけの話なので議会の承認をもらえば構わないわけですよね。これ国・県は繰り越しのちゃんと手続をとっているのかということ伺いたかった。多分とっていらっしゃるのかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

補助率に基づきまして計算しておりますので、その件に関しては大丈夫でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 手続をとってあるというふうに理解をして質疑を終わりたいなというふうに思いますけれども、冒頭申し上げましたようにですね、こういう専決においては、次の議案が専決もあるんですけれども、こういった状況が変わって専決をしなければならないというのは納得はできます。しかしながら、こうやってお金の動きがあるとかこういう大きなものに関しては、やはり議会をきちんと重視して説明をすべきだなということ添えて質疑を終わりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 重々気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番。若干質疑を申し上げます。

今、12番議員からも質疑がありましたように、私はもともとからこの専決処分というのはもう一番嫌なことだったんですよ。これはなぜかといえば、議会の審議権というものが脅かされるから嫌なんです。それだから、一番最初に説明したときにですね、これは議会を開くいとまがなかったから専決したんだということ。これいとまがなかったというのは法律行為なんです。そうしたら、その法律はそれわかっているんだから、こういう事情だからいとまがとれなかったんだというそのこのところの説明が足りないと、記録の上ではただ専決でやったこと自体が審議権を脅かしたというふうに理解されることとなりますので、これから一番最初に説明するときには、いとまがなかった事由はこういうことだったんだということをつけ加えていただければ、なお幸いだと思っておりますので、その辺よろしくよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 室井議員のご質疑にお答えいたします。

十分に気をつけて、説明が極力できるような形で行いたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 議案第39号「専決処分の承認を求めることについて」、2件だけお尋ねします。村で除染とかを早急に専決処分で行ったということは、私はいいことだと思います。私は朝、上新田区界の辺をサイクリングで回っているんですけども、先月だったかな、前山公園で何やるんだと、区長と関係者二、三人いらっしやっで除染するんだということで、除染やったということでいいことなんですけれども、こういうふうなことはやっぱり地域の人にね、公費を使ってやるんですから連絡はしてもらいたいですね。何も私わからなかったよ、あそこをやるなんてことは。この件にしてどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 小林議員のご質疑にお答えします。

連絡できなかったことは、本当に申しわけないと反省しております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） これからはいろいろな仕事、建設課とかいろいろあってね、やはりやる時には地域の人にやっぱり連絡して、行政なんですからね、何やってるんだと聞いて初めてね、区長さんもこういうのをやるということでそこにいてね、朝、こういうことなんだとそういうことなんだけれども、ちゃんときれいにやってみたいですけれども。それはそういうことですから、今後、執行部はそのような体制でやってもらいたいと思います。もう1件は、上新田のこれ、前山公園とかいろいろ除染したということなんですけれども、上新田の転作センター、あそこは舗装も何もなくて辻の庭であるんですよ。そして、その前のほうには公園みたくなくて、遊具があってよく子どもが遊んでいるんです。あそこの除染の計画というのはあるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

これは転作技術センター、上新田行政区内の集会所でございますが、これらは除染計画に基づきまして、一般家庭を除染するときに同時にそういった集会所も除染をする計画で今計画中でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、村の考えはそういうことで、早急にそういう公民館とか子どもが遊んでいますので、急にばったんしたりいろいろブランコとか、早急にやってもらいたいと思います。じゃ、終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

◎議案第40号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第3、議案第40号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

◎議案第41号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第4、議案第41号に対する質疑を許します。

4番藤田節夫君。

○4番(藤田節夫君) 4番。議案第41号に対して質疑を行います。

まずはじめに、西郷村税条例の一部を次のように改正するというので、これ第95条中4,618円を5,262円に改めるとのことなんですけれども、これたばこ税の関係なんだと説明ありましたけれども、これの内容をね、なぜ今こういうふうに変更されたのか、お伺いします。

○議長(鈴木宏始君) 税務課長。

○税務課長(金田昭二君) 4番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

なぜこの時期にたばこ税の改正があるのかということですが、国税の法人税の改正がございまして、約5%下げるという改正がございまして、これに伴いまして、村の法人税につきましても、それを根拠としまして村の税率が12.3%をそれに対して掛けておりますから、法人税が落ちると、税収が落ちることに伴いまして、それを補てんするために県の財源であります県のたばこ税から村のたばこ税へその財源を移譲するものでございます。

- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 4番。国の法人税が5%減額ということで、その補てんという意味を込めてたばこ税を村に移譲するということですが、その下の附則第16条の2第1項中云々とありますけれども、これも同じ関係でしょうか。
- 議長（鈴木宏始君） 税務課長。
- 税務課長（金田昭二君） 附則第16条2の第1項で同様に金額の改定がございます。これにつきましては、たばこ税の旧3級品、ゴールドンバット、しんせい、エコー、わかば、ウルマ、バイオレット、これらの品目について軽減税率を用いておりますが、これらもあわせて改正をするものでございますが、現在、平成23年度におきましては、旧3級品が年間約110万本、これ先ほど申し上げました改正の旧3級品以外につきましては3,100万本、ですから30分の1ぐらいの率で施行されているということでございます。
- 以上です。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 庶民税は上げて法人税は下げると。そういった意味では、今の政治のやり方というか、国のやり方はこういったことにも影響してきているのかと思います。
- それで、その次に移らせていただきますけれども、個人村民税の税率の特例等ということで、これ提案理由を見ると、東日本大震災からの復興に関して防災・減災のために使うということで500円、平成26年度から平成35年度まで10年間、500円課税するということですが、県民税も同じく上がるのでしょうか。
- 議長（鈴木宏始君） 税務課長。
- 税務課長（金田昭二君） お答えします。
- 県民税も同様に500円上乘せになります。期間も同様、同じになりますのでよろしくをお願いします。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） ということは、村・県民税で1,000円上がるということで理解してよろしいのでしょうか。それですね、今これは均等割税のほうで課税されているわけですが、現在は村と県の村・県民税の割合はどうなっているのでしょうか。
- 議長（鈴木宏始君） 税務課長。
- 税務課長（金田昭二君） 均等割の村民税と県民税の割合ということでございますが、現在は均等割が5,000円、総額5,000円でございますが、村が3,000円、県民税が2,000円となっております。その県民税のうち1,000円につきましては、福島県の森林環境税として1,000円が徴収されております。
- 以上です。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 4番。村が3,000円、県が2,000円、県のそのうちの

1,000円が森林環境税ということで5,000円と。それにさらに1,000円が平成26年度から加算されて、6,000円になるということの理解でよろしいと思いますけれども、福島県はほかの都道府県、福島県だけではないとは思いますが、基本的には4,000円で今やられているわけですね、都道府県が1,000円、市町村が3,000円ということで。それで、福島県に関しては森林環境税がプラス1,000円されているということで、これ被災された福島県でさらにほかの都道府県より1,000円高いという状況が今続いているわけですね。さらにまた1,000円プラスすると。そうすると、じゃこの森林環境税はいつまでかけられた税金なんですか、お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 今回、1,000円を追加で賦課する根拠としましては、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律という長い法律名がございますが、これが昨年の12月に公布、施行されておりますので、それに基づいた改正でございます。それで、県の森林環境税につきましての期間はいつからいつまでだということでございますが、平成18年から平成27年度までの10年間となっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。平成27年度まで1,000円、均等割化が控えているということで、今回の税金は災害復興に関しての均等割の税1,000円ですけれども、これが平成26年度からということで、森林環境税が平成27年度まで、これダブるんですね、2年間ですかね。そうすると、またここで村民、福島県民に相当な負担がなると。さらにはですね、このままいくと消費税も増税になると。この最初の値上げが8%になるのが2年後ですか、平成26年から8%、平成27年に10%となると相当な負担が我々村民はじめ、国民に対して税負担がかかってくるということもわきまえてこういったことをやっているのかなど。これ国の施策なので、ここで村としては何ともしようがないという感じでしょうけれども、県のほうに対してもね、やっぱりこれ、今森林環境税なんていっても放射能ですべてもう侵されちゃってると、もう山も川も海も。そういった中で、こういった森林環境税をこのまま取り続けていいものかと私は思います。こういうことが県に対して要請なりできるのであれば、していただきたいと。

だって今、一般住宅ね、西郷村にしたって1,000軒を超えた世帯が一部損壊なり全壊、半壊をしているわけですよ。この復旧だってあと2年でどうなるという、もう大変な出費で当然仕事もない。村長知っているかどうかわからないけれども、今、福島県の最低基準だって658円と。その辺のスーパー行くと680円からでしょう、時給、パートの値段が。これが2年後に景気でもぱっと回復するんだったら、また話は別でしょうけれども、今の状況じゃとても望めない。それでこんなに増税ばかりされたんでは、もう収入はない、生活できないよね、これじゃね。こういったことを

平気で今の政府はやってきているんですよ、この消費税もそうですけれども。こういったことだし、末端からやっぱり言うことは言っていないと。だって、村民が一番行政に携わるのはこの西郷村の行政になるので、これからもやっぱりそういった意味では物を申して行っていただきたいと私は思います。それで、今回これ、東日本の緊急防災、減災事業ということで国の法改正に準じてやるということですから、私はこういった状況の中でこんなに増税するのは許されないと思うんですよ。いくら県の法改正に従ったとしても、このことについては私は賛成できないということで質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5、議案第42号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号「西郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第6、議案第43号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第7、議案第44号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第8、議案第45号に対する質疑を許します。

11番矢吹利夫君。

○11番(矢吹利夫君) 11番。議案第45号について質疑します。

屋内遊び場確保事業の件なんですけれども、備品購入費で3,480万出ているんですけれども、その内訳をちょっと。

○議長(鈴木宏始君) 福祉課長。

○福祉課長(中山隆男君) 矢吹議員のご質疑にお答えします。

備品購入費で遊具関係で今回3,200万円計上しておりますが、備品の中で屋内遊び場で乳児関係とか小学校の低学年関係のボールプールとか滑り台とか、そういうやつを一式で計上しまして、詳細にはまだ決まってございません。全体の事業費の中で備品関係で米地区の体育館に遊戯施設を設置したいということで今回計上しております。よろしくお願ひします。

○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。

○11番(矢吹利夫君) 11番。再度お聞きしますが、今、課長の答弁ですと3,200万円上がっているということで、3,480万円になっているんですけれど

も、280万円はどこに行ったんですか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

備品で遊具関係以外に冬場のヒーターとか、あと遊び場を掃除する掃除機とか、そういう備品も一緒に計上しております。答弁で金額が間違っておりました。すみませんでした。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。再度聞きます。この備品購入費、この詳細的なある程度出していないと、滑り台なら何基とかありますね。そういうのを大体課長はつかんでこの金額を提示しているわけだと思えますけれども、それは後から詳細、資料を私のほうにいただければと思います。なおですね、金額的にこれ3,480万円になっていますから、ちょっと金額が大きいもので質疑したわけなんです。そこら辺、内訳。（不規則発言あり）詳細の中身がわからないということで。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

遊び場の遊具関係につきましては、これからコンペ方式ですか、そういう形で各業者でいろいろな遊具関係だと提案で違ってきますので、コンペ方式でやりまして、それの中で決定していきたいというふうに考えておりますので、現時点でボールプールが幾つだとか滑り台が何基とか、そういう形での資料提出は現時点ではちょっとできませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番。この一般会計の補正に放射性物質除染対策事業費が載っておるんですが、この事業費の中で結局地域の座談会だとか説明会だとか、そういうことが行われるのではないかと思います。その辺いかがでございましょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） 16番室井議員のご質疑にお答え申し上げます。

部落座談会、説明会、除染関係の説明会の経費については、お茶程度になりますので、その中の消耗品としてお茶代等を請求してまいります。その経費としては、あとはお話しするときにマイク等が必要なので、そういったマイク等の消耗品を購入する予定でございます。その中に当初予算で13億円ほど計上しましたが、その中で購入していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） その除染対策費の中で、課長から、当然そのお茶代だとかそういうのはそこから出せるんだということなんです。これは例えば説明会や何かに大事な時間をつぶして来るわけなんです。そういう方たちの日当、報酬というのはどう考えていますか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えいたします。

人件費につきましては対象になりませんので、後日、西郷村として東電に請求することになると思いますが、今のところはその人件費については認められておりません。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは人件費は対象にならないという今の説明だったんですね。それで、これからやっぱり請求していくんでしょう。請求して行って、そうするとそれが東電からもらえるんだと。もらえたとしたならば、そこに参加した方たちに報酬としてこれ支払うことになるわけですから、もしそれが向こうからもらってですね、これを説明会や何かに参加した方に払わなかったということになったら、これはそこで何か詐欺を犯したみたいになっちゃうんですが、その辺いかななものですか、その運用は。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

室井議員のご質疑については、部落の方々がその説明に来た際の日当なのか、ちょっとわかりませんが、その辺、ちょっともう一度お願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） その部落の方々が通知をもらって、今区長さんずっと通知しているんですが、その通知によって説明会に来たとしたならば、それどうなります。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

その辺の部落説明会の中の、村民の皆さんの説明会に来ていただいたお礼ということについては、まだ検討、協議しておりませんので。ただ、先ほど申し上げましたが、職員の人件費は出ません。ただ、臨時職員とかそういった臨時的に雇った人件費については認められております。ただ、部落の説明会で部落の人が除染関係の説明のためにおいでいただいたものについての該当になるかどうかについては、今後ちょっと協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これはどの程度に広がるかわからないけれどもね、一番問題にしているのは仮置き場から出る水の問題ですね。これ川に入らないようにしておくというようなことなんですけど、もし入った場合には、これはかなり水田とかすべてにおいてこれが影響してくるわけなんです。そうすると、これはかなり広範囲に広まってくると思うんですよ。それで今回、22日、25日に稗返、黒川の説明会をやるというんですが、あの水系は稗返、黒川だけで済まないんですよ。これ当然大清水行政区も加わっておりますし、それから原中、ずっと行けば下・上両新田、これも加わっておるわけなんです。それで、西郷としてはこちらは真ん中の路線に対しまして

大平までですがね。そうすると、当然そこで説明会をやるということなんでしょうが、これは集めた場合にはかなり人数が多くなると思いますが、その辺いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） ご質疑にお答えします。

かなりの広範囲になるということでございますが、環境省の仮置き場設置については、周辺住民の理解を求めなさいということなものですから、一応村としては下流をどこまで説明会をやるのか、この辺は非常に難しい問題でありますので、再度執行部と検討しまして協議していきたいと思っております。その辺については、例えばほかの町村でいけば下流までは説明会はやっていないですね。周辺住民、例えば500メートル周囲とか、そういった方法で説明会をやって理解を求めているところでございます。ただ、黒川は那珂川水系の一級河川なものですから、これをどこまでやるのかというおたただしですが、これは最終的に太平洋に行きますから、茨城県のほうまで事は及ぶと思っております。ただ、それを茨城県のほうまで説明会をやるのかと、これはできないものですから、周辺住民ということで私どもは説明会をするつもりでございます。以上です。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第45号に対する質疑を続行いたします。

16番室井清男君の質疑を許します。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それでは、何か先ほど来から環境保全課長の説明の中でですね、説明会や何かに来られた報酬とか、その説明会や何かの中でかかった費用、これはその対象になるんだということで、これ間違いないですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

先ほどは、そういったものがまだわかりませんので、県のほうと協議しますと。そういうものが、例えばこの補助事業の中で交付金ということで来ていますが、認められなかった場合は別枠で考えることも今検討中でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） そうすると、この議案書に上げられた予算というものは、主にどういうものに使うんですか、これ。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

放射能線量を下げるときの除染費用でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 放射能を下げるための除染の費用がここに上げられたものであるということなんですよ。そうした場合には、やっぱり座談会だとか何かをもって説明会をやるという場合は、やっぱりこの予算の中ではこいつはやらないということなんですか。それともやった場合には、この予算以外にまた要求していくということなんですか、これは。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、現在のところ賃金等については認められておりませんので、後日検討すると。それから、そのお茶代、お茶菓子代、そういったものについてはこの費用から出せますので、それは賄えますのでよろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それで、何か先ほど来から聞いておったときにはですね、その説明会の場所も、大体仮置き場から何キロ範囲内ということに理解されるんですが、これはやっぱり全然何も平地のところでしたらその理屈も成り立つんですよ。これが川の上流に置いて、その川が汚染されればもう何キロでも汚染してしまうんですよ。それじゃ、この周辺はどのようにとらえているんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

先ほども申し上げましたが、環境省では周辺住民の理解を得なさいということで、同意は求めているんですね、仮置き場については。さらに、仮置き場については、環境省で示した安全基準のもと設計をしておりますので、4メートル離れれば放射線量は今現在の空気中の放射線量と変わりません。ですから、集められた放射性物質、汚染された土壌についての放射線量は遮へいで98%遮へいできますので、4メートル離れれば完全に放射線量は空気中の線量となります。例えば家畜改良センターの場所でございますが、0.3程度の放射線量は維持できると思っています。さらには、放射性物質は、この議会でコンパックを皆さんにお示ししましたが、そういった二重構造、さらには遮水シート、さらには盛土をし、さらにはその上に遮水シートをまたかぶせてその物質が流れ出ないように監視をしまして、嚴重なもとに流れて出ないように設計をして保管しますので、そういった心配はないと思っておりますが、万が一ということは当然想定されますので、そういった場合にはどう対処するかということでございますので、それについてはきちっと村と県と国と東電と対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今言われたようにですね、確かに安全ということに力を入れてやっていくんだからこれは安全だとは思いますが。思いますけれども、そこに信頼できないものがあるんですよ。もう8・27のような大災害もあるんですから、あのときにも相当山が崩れてきたとか、山が崩れてきてダムができてしまったとかということ

があるわけですからね。じゃそうした場合には、当然置いた場所の物質が今度は水と一緒に流れるでしょう。そうすると、流れていくんだからですね、その水が水田にかかれば水田を汚してしまう。あるいは漁業なんかも当然その水を使って漁業をやっているならば、その魚がだめになってしまう。そういうことが川の流れというものは広まっていくんですよ。その広まっていくところを今課長は説明していないんですよ。何も平らなところに置く、その置いた場所から何キロ以内というそのところだけでね。だから、自分たち心配しているのは、やっぱり水によって川が汚染される。じゃ、その対策はこれからどうするのかということがそこに出てくるわけですがね。

それで今、これは大変いいんだか悪いんだかわからないけれども、これは課長知っていますか。今田んぼのあぜ堀、水路、ここに今ドジョウがたくさんいるんですよ、泥の中をこうおそいでるドジョウがね。そうすると、大分水路から土手から何から全部汚染されている、そういう中にあるその魚、それをどんどんとって食べれば、食べた分だけ体の中に蓄積されるでしょう。そういうのはやっぱり恐ろしいですよ。だけれども、やっぱりとれるから今食べているんですよ。そういうのが汚染されているか、されていないかということは、これわからないですよ、まだ。そこに何かがあって当て、メーターが動いたからこれは食べられないとか何かというならいいけれども、今どんどんそういうのを食べているんです。そういうことがあるから、やっぱり汚染物質というものはその置いた場所から絶対に広めたくないんですよ。広めたくないやつを災害や何かで広まった場合には、最終的にはただ想定外でしたの一言ではこれはやっぱり済まないと思うんですよ。

だから、先ほど来から申し上げているように、流れていく川があればその流れていく川の周辺の説明をやって、そして同意をもらうとか何かそういうことをやらなくちゃならないと思うんですよ。それを何か今度の計画の中では稗返と黒川だけだという。稗返も黒川もいいんですが、そこに流れてくる川はみんな黒川の水、それからダムの水もそれ使っていますけれども、これが足りなくなると、今度は黒川の水を入れなくちゃならないかなと思って今計画しているところなんですがね。それじゃそういうことで広まっていくから、大体その地域の流域住民に対して説明をして了解を求めると、こういうことも必要じゃないですか。そういったことをどう考えていますか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

先ほど来、環境省の仮置き場の設置についての周辺住民の同意についてでございますが、理解を求めればいいと、同意までは、その除染の実施段階で個々に同意はとりますけれども、仮置き場については同意は必要はないと、理解を求めるだけでいいということでございますので、ご理解願います。それからですね、放射性物質が黒川に流れ出るということは万が一にもないとは信じておりますが、これは皆様をお願いするしかない、仮置き場については安全だということでお願いするしかない、ただひたすらお願いするしかございませんので。それで、万が一そういった場合に遭遇した場合には、先ほども申し上げましたが、村、県、国、東電が責任を持って対処するとい

うことをございますので、ご理解願います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、課長の言っていることはそれはわかるんですが、ただ、ここで気になるのは、仮置き場については同意も何も要らないというそのことなんですよ。それじゃ、どこにでも同意も何も要らなくて置けるとするならば、何もここから運んであの山の上まで持っていく必要はないんじゃないですか。この辺の平らな場所にどんどん置いていったらいいんじゃないですか。それをここから低いところへ持って行って置こうじゃないかというのが大抵の考えるところなんです。それをここからわざわざあの山の上の高いところに持って行って置くということは、もしかしたら逆を考えればですね、この山の高いところから下は全部全滅しちゃえという、その計画にしかすぎない、丸っきりいたずらをするようなことじゃないかなというふうに考えられるんですよ。それが今言われたように、置く場所においては同意も何も要らないと言うんだったら、何もこの役場のここに置いたってこれは何もいいでしょう。今、課長の言ったことを、そういうことを村民に全部知らせたら村民は怒りますよ、これは。そういったことが大変なのだから、やはり川なら川の流域住民に説明をして、安全なんだ、こういうことなんだということを説明しなくちゃならないでしょう。どうなんですか、その点。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

やはり河川、先ほど来申し上げましたが、茨城県まで及びますので、それは限度がありますので、一応周辺住民ということで、必要、要請があればそれに対してはこたえていきたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それだから、住民をやっぱり主体として、住民の安全、住民の生命を守るんだとした場合にはですね、やはりそういったところまで気を使った対策がこれから必要で、どんどん必要になってくるんですよ。それで今、課長が言うのは、西郷だから西郷地域内ということをやっているでしょう。これだってあの川は栃木県と福島県にまたがっている川なんだから、やはりそういったことについては栃木県那須町のほうと協議をすとか何かして、やはり黒川だったら黒川周辺域の安全を確保しようじゃないかということで、そういったことがやっぱり必要なんです。それをどこにもしゃべらないで言わないで、置く場所そのまま置いて行ってどこに置いてもいいんだというような形で、ぼんぼんその辺に危険物を置かれたんでは、これかなうものじゃないですよ。それだから、ここに載っているこの予算の中でそこまでやるとすれば、これ切りも限りもない予算になってくるんですよ。だから、もしこれ課長のほうでできることでしたらば、この予算はこの予算としてやる範囲内が決まっているでしょうから、この範囲以外のものでこれから新たにこういうものが出た場合には、こういうふうに東電なり政府に要求していくんだというようなものも、ここに概算としてやっぱり上げる必要があると思うんです。じゃ、そういったところを課長からも

っと明細に説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、そういったことはどうですか。  
これからやる意思があるんですか、ないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

先ほど来、当初予算で13億円とっております。さらに今回、8億円ということで補正を上げておりますが、その中で対応できるものと思っております。それでも足りない場合は、随時補正をして対応してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。補正予算について質疑します。

きのう、私の一般質問で教育長に伺ったんですが、学校の給食のことなんです。それで、この予算書の39ページ、学校給食の整備事業ということで載っていますね。160万7,000円ということなんです。きのうの質問の中で私が地産地消の西郷村で産出された野菜が学校の給食で使われていると。それが果たして安全なのかと、いや、大丈夫だということなんです。実は村内の方の、これは野菜でないタラの芽なんです。なぜこういうことを言うかということ、村の放射線量、野菜の何ベクレルというその測った値が本当に信用できるのかと、そういうことなんです。

それで、村に対するその人の話であります。タラの芽を村の農政課の検査に出したと。そうしたら30ベクレルの値が出たと。これ数量的に足りるとか、1キログラム当たりのあれなんでしょうけれどもね。ところが、それでもちょっと安心できないというので、ちょうどつき合いのある林業事務所の機械で測定したところ、350ベクレル以上であったと。ということは、村の検査と比べて10倍以上の値が出たんです。どちらが本当に正確なのかということにはわかりませんが、しかしながら、これは村の検査で測ったら30ベクレル、林業事務所の機械で測ったら350ベクレル以上だと。これは余りにも数字の開きがあり過ぎますね。5ベクレル、10ベクレルぐらいのそういう範囲であったら、まあそんなものかなと、一つの許容の範囲として私も納得するとか、機械だからそういう誤差はあるでしょう。しかしながら、10倍の開きがあるということは、これはやっぱりどこか問題があると。

私は、これは村の検査のその機械の性能が、低く出たわけですから、そこに一つの懐疑的な私は問題であると。これ第三者というか、もっと高度な検査機関、そういったところでその両方の値のどちらが正しいかということが検証されれば、これははっきりするんでしょうけれども、今のこれ過ぎ去ったことですからそれ以上の答えは私はわかりませんが、しかしながら、実際こういうことがあると。この点についてどういうふうに、私が今指摘したことについてどういうふうな見解を、今までは村で測っている学校給食のね、その都度測っていることがもうこれは本当に信用が足りると、そういうことでやっていたんだけど、今私が言ったことについて、この時点でどういうふうに今度はこの問題を考えるのか。どうですか、まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 後藤議員のご質疑にお答えいたします。

タラの芽を測ったときに、村の測定器で測ったら三十何ベクレル、それを県の林業事務所で検査したら三百何十ベクレル、これは同じ検体だったんでしょうか。同じところでとれた同じタラの芽だったんでしょうか。（不規則発言あり）今、村で持っております測定器は全部で6台ございまして、メーカーが3メーカーで6台で測定しておりますが、設定している測定下限値というのは食品については20ベクレル、水については10ベクレル、これは厚生労働省で定めております簡易測定器の村で今持っておりますNAIのシンチレーションスペクトルメータ、これのスクリーニング法という方法が事細かに出ておりまして、その中で測定下限値が食品については20ベクレル、水については10ベクレルで測定するよにということ測定しております。それで、今おっしゃられたような、村で測って30ベクレルだったものが県の、どういう測定器か知りませんが、10倍の300ベクレル以上出るということは、通常では考えられないことではないかと思えます。県でそのスクリーニングとかの説明の際はですね、50ベクレル未満であれば、いわゆるゲルマニウム測定器、1台2,000万円ぐらいする機械なんです、これで測っても100ベクレルは超さないという説明がございました。私どももそれを信用してやっておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） それは課長言うとおりの、私どもも不安でなんとは言わないわな、これは。自信を持ってそういうあれなんだろうけれども、実際これはこういうことであつたという私は聞いております。それで、測定する材種で変わる可能性はあるでしょうね。その辺は同一のね、村で測ったタラの芽が同じ林業事務所だか、その辺はちょっと私もよく聞かなかつたんですが、しかしね、課長が言うとおりのそういうことであれば問題はないと思う。しかしながら、きのうも私質問したんですが、果たして学校給食の地産地消、村で学校に納めている農家の人の野菜がですよ、果たして本当にきちっと検査を、これ疑念、私だけでない、多くの村民はそういう疑念も抱いているんですよ。最初一回もう大丈夫だということで、あとはいいかげんというか、それはないだろうけれども、そういう毎回毎回きちっと測定したあれで果たしてやっているのかどうか。いつしか惰性でね、まあ大丈夫なんだというようなそういう甘い考えでやられたら大変なことだと。そういう疑念を持っていたところにこういう情報を私が得たものだから、これはこういったのは丸っきり信用できないなということなんです。もう一度聞きますが、今地産地消、西郷村の各農家から仕入れている、学校給食に納めている食材がどういう検査体制、どのような手順で毎日毎日の検査体制はどうなっているかということ、まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） 14番後藤議員の質疑にお答えいたします。

学校給食の食材であります、地産地消の関係で学校給食協力会会員の方から協力をいただいております。現在は16名の方がおられまして、その方より協力をいただ

いて利用しております。検査体制であります、学校給食協力会関係の皆様並びに業者から購入いたしました食材につきましては、毎日検査をしているわけでありまして、それで、協力会関係者の方につきましては、4日前に献立に応じて給食の検査を実施しているということでありまして、検出限界値は15分で20ベクレルであります。現在は検出限界値以下でありまして、こういった食材はございません。さらに、一般質問でもお答えしましたが、4月からは1食分も検査しているという状況にあります。

(不規則発言あり)失礼しました。給食1食分を丸ごと検査しております。

○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。

○14番(後藤 功君) ただいまの答弁では、きちっとやっているということですね。これは本当に慎重にきちっとやるにこしたことはないわけですから。それで、父兄の方々、私どもも含めてやっぱりその辺がきちっと果たして、これ人間のど元過ぎれば熱さを忘れるということわざのごとく、最初は大騒ぎして本当に神経ぴりぴりになって厳しくそういうことを思っておるんですが、しかしながら、これが1年、2年、あるいは3年たってくるといつの間にかそういう緊張感が取れて、もうおざなりになってしまうことは、子どもたちの生命、健康にもう直結することですから。それで、要するに今子どもそのものが、学校の生徒は拒否するとか、僕は、私は、何か危険だからこの給食は食べないとか、なかなか子どもたちは言えないですね。一つの組織で先生に食べなさい、そういうことで拒否できないんですよ。大人だったらね、これはちょっと疑念があるからこんなもの食えるかと拒否できるんだけれども、子どもたちのああいう組織の中で、学校教育の中で一斉に給食は残さないで食べるとか、そういう環境のもとでは食べざるを得ないと。ですから、裏返せばね、それだけ子どもたちがそういう拒否できないような環境の中で給食を食べなきゃならないという、その担保としてより厳重な、正確な非常に厳しい基準を持ってこのことに当たってもらわないと困ると、そういうことです。その点について再度、教育長の見解を伺います。

○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。

○教育長(加藤征男君) 14番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

学校給食に対して心配をしていただいております、大変ありがたく思っています。おっしゃるとおり、学校給食は村で、あるいは村の教育委員会が責任を持って実施している給食でございますので、子どもの命にかかわる給食、そういうふうに言っていただきましたが、そのとおりだというふうに思っています。それだけに、今回の放射能の件は、大変放射能って見えない、難しい問題でありまして、食の安全を期するという意味から幸いにも、前にも申し上げましたが、測れるという特色を持っています。そのことを先ほど来、説明を農政課長にもしていただき、学校教育課長からも説明いただきましたが、議員おっしゃるように、マナーなどということとはとんでもないことでありまして、本当に真剣な検査の中で実施をしていると。検査のことにつきましては、私どもがやることだけではなくて、検査を受ける方々の理解も得なければならないので、そのことも十分に説明をし、同意を得て検査を行っておりますので、議員のおっしゃるように、心配にならないように今後ともしっかりと検査をして、そして安全、

しかも安心、信用していただける、信頼していただける給食、そういうことを目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 昨日の話にまた戻るんですが、今のは今のいいですよ。それで、私はね、疑わしきは食わないほうがいいんだというのが一番100%なんだよね。特に子ども、学校給食の現場では本来なら、もうこれ要するに西郷村は放射能汚染地域でありまして、議会の中で放射能特別委員会というものをつくって、ごうごうさんざんやっているわけですよ。その肝心な子どもたちに食べさせる給食が地産地消という一つの美名のもとに使っていると、問題はないと言いましたけれども、そこに一つの地産地消、いわゆる生産農家のそういう立場をおもんばかって、またあるいは風評被害を払拭するために地元の子供も、我々も何でもなくこうして検査すれば食べていますよと、そういう姿を世間に一つのアピールをするためにやっているということも考えられる。しかし、そういうことを一つの学校給食、子どもたちにいわゆる一つの犠牲を強いるようなことではどうなのかなと。私もそうは言っても食べていますよ、それは。しかしながら、今言われている本当に子どもたちの幼年期、小学生ぐらいまでが一番重要だと、内部被ばくを防ぐにはできるだけそういう、学者は言っていますね、食べるなど。ところが、それに反して十分検査しているんだからいいと。果たしてどちらを優先させなきゃならないんだと。ある父兄はやはり食べないほうがいいんだと、学校現場には任せられないと、そういう方もいっぱいいらっしゃる。そこに行政の姿勢がどっちを向くんだと、どこに重きを置くんですかということなんです。

そして、昨日もお話したように、振興審議会の、これ給食の問題の議題ではなかったのですが、教育委員長が見えていまして、私がそれらしきものをお話した。教育委員長が私にわざわざ来て、学校では今そういう疑わしきものは一切使わないようにしています、そう言ったわけですよ。それで私は安心した。そういうことを使っていないんだたらもう心配する必要ないんですから。しかしながら、現場を預かる教育長は、いや、これは使っているんだと。その辺のね、これ教育委員会というものと行政機関の長である教育長がそんなに真逆なことであっていいのかと、これが問題なんですよ。その辺のけじめ、これは本当は本来なら教育委員長を参考人として呼び出して聞きたいんですが、急なものだからこれは間に合わないけれども、次回のあれにはぜひ聞きたいなと思います。そういうね、一つの教育委員会の委員長さんと現場の行政機関の長の教育長が全く逆な、そういう真逆な見解でどうなのかなと。そこにも一つの私の食に対する不信というものが生まれている、実は。そういうことなんです。もう一回お聞きします。どうですか、それ。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 14番後藤議員のご質疑にお答えをいたします。

昨日も同じ質問を一般質問の中でいただきました。そのときも申し上げましたが、私はその場にはいませんでしたけれども、委員長がおっしゃったことは、疑わしい、つまり安全を確保できないものは食べていませんよという、その安全をはっきりとお

っしゃっていただいたというふうに思っています。私も同じように子どもの、先ほども申し上げましたが、命にかかわる学校給食の食材、食、それは疑わしいとかそういうレベルのものではなくて、測ってきちっと安心なものだけを子どもの学校給食の食材として提供するという方針を確固として教育委員会の中でとっています。後藤議員もご承知のとおり、新しい食の基準が出まして、その中で一般食品、つまり野菜も含まれていますが、それは100ベクレルという基準であります。先ほどご質問されました村の機械は、ご説明あったとおり、20ベクレルという限界値を持っていますので、一般食品、市販されているものに比べて相当安全な食であるということが言えるのではないかと考えていますし、私はその中で安全を確保している、そういう学校給食というふうに思っていますので、ぜひその委員長がおっしゃったことと私が申し上げていることに何らの違いもなく、学校給食は安全なものを自信を持って、信頼されるような工夫もして、周知の方法などもとりながら実施していますので、何とかその辺をご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長、それは違うんだわな。私が聞いたのは、疑わしきやつを、地元のそういう可能性があるものに対しては使わないですよということです。検査したから疑わしきとかそういうことじゃないよ。勝手に解釈して、だめだ、そんなこと言っては。これは私1人が聞いたわけじゃないからね。その辺ちゃんと統一した考えを持ってもらわないと困るんだよ。だから、そういうことだから一つの信用ができないということなんだ。教育長は口を開けば国の基準に合致している、県の基準がこうだから大丈夫ですと、すべてそうですね。そういう言い方だと、その時々、国の基準もそういう学者の判断もいろいろ変わってきているわけですよ。果たして、じゃどこに指針を求めているのかと。事保護者の皆さんは、やはり我が子のそういう安全というものを第一義に考えておられるわけだから、そういう厳密な、最も追求したそういうのが出るのはこれ当然ですよ。そこを私は言っているわけ。だから、あなたが今言ったようなことを、じゃ今度は突き合わせてやりましょう。この問題ばかりじゃ、この辺で終わるけれども。

次にですね、また教育のあれなんですけど、村民プールのことですね。この村民プールにつきましては、全員協議会で二、三回説明を私どもは受けましたね。その中でいろいろ議論をしました。そのときの私どもの立場といたしまして、プールそのものがこの地震によって崩壊してしまったと。そして、今まであったものがなくなったということは、これは本当に不自由、不足をしているわけですから、当然もとに戻してプールというものを機能させなくてはならないと、これは当然です。しかしながら、もう何回も今日は議案ということで出てきましたから、全員協議会の中で私はいろいろ問題点を申し上げた。これをまたなぞるようになるんですけど、いわゆるこのプール設計ね、あの場所の現在地に、前に建っていたところにまた建てるんだということです。そこに私は問題点があると、まず第1に。そうするとね、あの3・11の震災によって、あそこは地盤が悪いということがあの震災によって証明されたわけですよ。

あの辺一体、蛇口という、小田倉ね。そうすると今度はあの山のほうへ上っていきますと、これは皆さんご存じのように、相当山崩れがひどかったと。私も何度も現場に足を運んで見たわけですが、本当に住宅がもうへりのほうへ行くとみんな崩壊して使い物にならない全壊の住宅がいっぱいありますね。

それで、先ごろ、ある不動産のチラシを見ますと、私も場所はわかるんですが、坪全部で何万、90万円ですか、何坪かな、あれ。(不規則発言あり)90坪90万円、ということは坪1万円もならないぐらいね。そういう本当に格安な、もう捨て値で売りに出しているわけですよ。あれも何度もチラシに出ましたが、それでも売れない。もちろん私も、そんな山がずれをして、道路といえば地割れして半分崩落したような、そういうことを普通は、我々は個人の財産を求める場合、あるいは住宅を建てる場合は、よっぽど気が狂ってなきゃ買わないね。みんなそうですよ。ですから、その論理でいけば、今回のこのプールをまたあの地に、崩落した場所に建てるということは、私はね、まともな人間の頭では考えないですよ。これみんな狂っているんじゃないかと。そして説明を聞けば、コンクリートパイルを百何十本打つんだと。そのぐらいやらなきゃ安心できないということでしょう。そして、この道路側のあの階段なんかも崩落して、今は直しましたけれども、なぜそういうところに、まずその場所の選定ですよ。そういう本当にこれは問題ありという証明済みなところになぜ建てるのかと。これが第一の最大の疑念ですね。普通、利用する人命を最大限に尊重する考えに立てばですよ、当然そういったところには建てないはずなんです。西郷村192.5平方キロメートルあるんですよ。ほかに場所ということはいくらでも考えが出来ますね。なぜそういう地盤の悪い、そして震災によって崩落したそういうところに建てるんだということです。これは私だけじゃない、多くの住民の皆さん、とんでもない話だと言っていますよ。

教育長は、PTAがどうの、その父兄、今学校で使えないからどうのと、そういう一つの全く安全に関係ないようなことの理由で急いでいるとしか言いようがないね。じゃ、その人たちが果たして安全というものをどういうふう考えているんだと。いや、とにかく早くつくってくれ、議員の皆さんも言います。早くつくってくれというから、まあしようがあるまいと、そんな無責任なことができますか、これ。こんなことを認めたら、我々は本当にそういう一つの人命とかそういうものを全く無視した、そしてまたその教訓というものを全然学んでいない。これは議会も認めたら議会人も大ばかだし、また、これを強行したら執行部も本当に無責任なやり方だと、こういうふうに私は思います。この点についてどうですか。

○議長(鈴木宏始君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(相川 博君) 14番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

3点ほどあったかと思えます。まず、場所の選定についてでございますが、繰り返しのなってしまうんですが、議員も仰せのとおりですね、1点目は一日も早くやはり子どもたちを泳がせてあげたいという気持ちがございます。それから、そういったご意見、ご要望等もあることも事実でございます。それで、新たな場所の選定等になり

ますと、用地の確保、それから用地の買収等、そういったものに日数と、それからある程度多額の用地買収費もかかってくるかと思えます。2点目といたしましては、要するに今の現在の場所でございますが、体育館、それから野球場などの運動施設が集約しておりまして、一極集中型ということで利便性を考えればやはり一番利用がしやすい場所ということがあるかと思えます。それから、3点目といたしましては、昨年の3・11の震災時、この地域が断水が続きました。そこで、今回計画しているのが浄水型のプールということで、防災対策を兼ねた施設でございます。野球場の隣にありますサブグラウンドにつきましても、防災ヘリのヘリポートとして指定されていることなどから、防災対策の拠点として活用するという考えでございます。

一番被災した場所ということのご指摘でございますが、確かに法面部分がずれたと申しますか、道路のほうにずれたということも事実でございますが、あと、ご指摘にありました村民体育館の上ですか、小田倉の伝四郎というところの甲子ガーデンかと思えますが、そちらについても東日本大震災で盛土の一部が崩落したというふうには聞いておりますが、切土に関しては村民プールと同様に崩落もなく保たれているということをお聞きしております。今回の既存の今のある場所について村民プールを建設するということの計画については、安全に安全を重ねまして、先ほどお話しあったように、杭を打ち込むなどのさらなる安全のために補強をしていくという考えでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今の説明では全く納得できませんね。要するにこの計画に沿ってもう惰性でね、もうとにかくやればいいんだという考え以外の何物でもないでしょう、これ。もう用地が差し迫ってないからどうのこうの、いろいろ今言われましたけれども。根本的な、いかにきちっとしたそういう一つの、要するに私は何度も言いますが、こういうものをつくる場合は一つのそういう考え方、要するにコンセプトということをまずどういったあれでやるんだと、それがまずないんですね。ということは、何でもかんでももうつくればいいんだと。一部のそういうわけのわからない連中の早くつくって子どもたちに泳がせるのをつくろうと、そんなたぐいの、そんな何の理想も、何かそういう価値を見出せないような連中のことばかり聞いて、行政としての一つの高度なそういう理想というか、そういうものが全然ないですね、この考えには。ましてこれ地震で被害を受けたところ、これ少なくともつくったらもう40年、50年そこでやらなきゃならないですよ。4億数千万円の予算で、5億円近くかけてだよ、つくったものは今までのところにつくって、屋根をかけたならどうだなんていうそういう要望を聞いて、じゃちよこっと競技用のレーンを1つ増やしたぐらい、そのぐらいで気休めにごまかして、そして議会を納得させようと。でも議会も議会。そういう一つの焦った連中のことを真に受けて、その後のことをみんな考えていないですね。執行部。

ですから、先ほど課長言いました、一極集中と言うけれどもとんでもない。一極集中やってないのはこれ、いや、いいですよ、一極集中。じゃ西郷村の行政で一極集中

やっていますか。保健センターは向こうのほうにつくり、今の文化センターに教育局を置く、生活改善センターには建設課、農政課を置く、何ら一極集中なんてやっていないでしょう。何を言っとるか。自分たちの都合のいいときは一極集中なんてそういう文言を用いて、実際やっていることは西郷村政はばらばらでしょう。あっちへつくった、こっちへつくった、また同じことをやろうとしている。だから、何のそういう思想、そういうもののあれがないですね。こんなのは本当に素人以下というか、話にならないですよ、これ、すべて。庁舎を改築するにもちょこちょこアスベストを剥いで、そのぐらいで終わり。じゃ肝心の住民の利便性を考えた設計も何もしない。住民のためのトイレもつくらない。あちこちばらばらにちょこちょこ金を使って、そういう行政でしょう、これ、すべて。今回もそういうことでしょう、これ。こんな行政がまかり通ると思ったら大間違いだ。もう本当に、先進地のいろいろな自治体を私どもは見たり聞いたり、あるいはいろんな情報で知っていますが、こんな西郷村みたいなあっちへつくり、こっちへつくり、そしてまたこういう地震で崩落した後にまたつくるなんて、こんなばかなことをやっている自治体なんて恐らくないんじゃないですか、これ。これが平然と行われようとしている。これは我々は唯一のチェック機関である議会が断固として阻止しなきゃならないですよ、これは。とんでもない話だ。全く金の無駄遣いというか。

そしてまた私はね、今ちやぼランド、西郷観光株式会社においてもさまざまいろいろな問題が出ています。あそこで多額の委託費の名目でいろんな使途不明金、それから事業運営について本当にきちとしたことがなされていない。もうこの辺ですべて真っ平らにしてもう事業を再構築しなきゃだめなんですよ。だからそういった意味でも、この村民プールのこの事業についても、いろんな意味で一回フラットにした形ですべてをどのように、いや、私はプール建設は反対じゃないんですよ、それは大いにつくったらいいと。しかし、もっと充実した、いわゆる住民のための利便性とか、そんな崖崩れ、地盤が動いた、崩落したようなところでつくるのはとんでもない話だ。それは一部の人間が早くつくってくれと言っている、とんでもない話ですよ。学校プールで間に合うじゃないかと、あるいはまたスイミングクラブでそこで行きゃいいと。半年、1年待ったらできるでしょう、これ。場所選定だって何だって。いくらでもありますよ。そういうことをぬけぬけと、これ野田総理と同じだよな。これ。全くぬけぬけとそうやって一つの既成事実みたいなのを積み重ねて、最後はなし崩し的に事を済ませようとする。何なんですか、この行政は。村長、答えて。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時19分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第45号に対する質疑を続行いたします。

14番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の質疑にお答えいたします。

いろいろご指摘ありまして、本当にそのとおりの部分あります。一極集中が云々とか。ただ、私になってからつくったものでもないものがありますので、ひとつよろしくご理解いただきたい。そして、今言われた問題は安全性です。今回、議員ご指摘のとおり、安全を考慮してやって、なおかつ村の総合的な施設整備に寄与すべきだと、そのとおりであります。私もそう思っている。同時に、今回の震災に対する対応についても早くしろということがあったり、あるいはできるならばよりよくしたい、そこで屋根をつけるということになります。一つ、やはりいろいろご指摘ありました。重要な問題です。あそこが正しいのかどうか、正しいというより安全かどうかの問題です。いろいろ一般質問の中でも議員のお考えをお述べになりましたので、私もいろいろ言われたことについてはよく考えていきたい。それもそれなりに意味を持っております。今回あそこにしたということは、やはり一つの災害復旧という意味合いを持っているということで、これまで野球場あるいは体育館、その他の施設をあそこに集中して、中島というやっぱり西郷村のへそになる部分、あそこにいろんなことを集中していこうという意図がありありであります。私もこれはいいと思っている、野球をやっている、あそこで。そして、今後の展開、いろいろご意見あります。私もお金を準備して、そして今議員言われたとおり、あるいはスポーツ振興とかいろんな皆様のご意見を聞いて、あそこにいろんなトラックとかあるいは施設を集約していきたい、その気持ちは変わりはありません。

そこで、今回この道路側に少し亀裂が入りましたね。私も何回も見ました。そこであその安全性はということでボーリング調査、あるいは盛土、切土の境、そういったことを調べて、かつ、やっぱり設計するに当たっては震度7といたしますか、一番最新の、阪神・淡路以降の最強のものに耐えるように、そう指示しました。ということで、今回の建物については切土部分の中にあります。ただ、切土部でも弱いところがないとは限りませんので、念のためパイルを打ち込むことにいたしました。そういうことになると、やっぱり皆様方からご意見、議員以外からももう少し北側に寄せるべきだとか、駐車場のほうは大丈夫かとか、ずっと見てやってきたわけでございます。そういったことで、従来のプールについては取り壊して、そして北側に寄せて、そして盛土部分ではないところ、盛土部分は南側になるわけですけども、そこをよけてつくるということにしたわけでありまして、このことにつきましては、もう去年から話といたしますか、考えを持っておりました。そこで復興交付金を使おうということで手を挙げてきましたが、なかなか交付金のご指摘のように難しい部分があつて、外されてしまいましたね。しかし、その後も私はずっと県の整備の委員会ということの中に入れてもらって、そしてこれは生活環境部、地震対策、それからこれと連携するところは文部科学省の補助金ということで何回もやりました。そして今回、この場所、あるいは設計、あるいは強度、あるいは仕様を皆様に何回かお示しいたしましたが、そこで一応お金をかためて、そして補助率を確定し、かつ了解のもとに進んでいると

いう状況でございます。

議員のお話はそのとおりで、私もそのようにしていきたいという気持ちは持っておりますが、事プールに関しましてと申しますか、今回の問題は、子どもたちは去年と今年についても白河のほうに施設をお願いして、屋根付きの中でやっておりますですね。やっぱり早く除染をして、そしてこういったことにこたえていきたい。子どもたちもやっぱりこの外部被ばくというんですかね、こういったものもよけていきたいということになると思いますので、そういったことでやっておりますのでぜひとも、いろいろお考えはよく聞いたつもりでございますので、ぜひこのことについてはご賛同、あるいはご推進していただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長、従来の答弁の域を出ないわけではありますが、佐藤村政に特徴的なのは、どうも思い切った、要するにぱっといいものは切りかえて、一つの従来のそういうものを決断して、よりいい案があったら自分の考えに固持しないで、そして私どもは何もそのね、つくるなど言っているわけだよね。これ前向きな、つくれと言っているんですよ。しかし、その問題点があるぞと、あそこは問題点があると、既実証されているでしょうと。その教訓をなぜ学ばないんだということなんです。そういうものを一切無視して強行しても、ろくなものはできないんです。なおかつ、それ以上のそういうプランというものが、私どもに納得させるそういうプランではないと私は思います。

と申しますのは、プールの位置ね、学校生徒、子どもたちのためのプールじゃなくて、全員協議会でも申し上げましたが、これはこれから高齢化社会がどんどん進んでいく時代。それで、今もう既に先進的な自治体あるいは民間の事業者は、いわゆるフィットネスクラブということでいろんなスポーツ施設、本当にユーザーのためのいろんな最高なものを常に提案しているわけですよ。事業としていかに成り立つかと。ということは、お客様が満足しないような施設をつくっては、これは商売にならないんです。行政がやる仕事はそういう点が欠けている。要するに使う人の身になった施設をつくらないんですね。一つのつくるほうの論理で、安全基準を達成していればいいとか、予算がこれだけだからこの程度でいいんだとか。だから非常に詰めが甘いというかね。

それで、事業者からは何回も設計をやり直したり、また、コンペでいろんな協議をさせて、よりすばらしい提案を採用するわけですよ。この今回のプールにしても、そういう設計コンペをやったという形跡はない。うがった見方をすれば、既に設計者も一つのそういう流れのね、行政とのつながりのより深い人がその流れで落札をするんじゃないか、また、提案しているんじゃないかと。それでは本当に住民の、使う人のそういう願いというのが達成されないであろうと、そういう見地から、私はこれは拙速してつくるべきではない、より最もすばらしいものを、使う側に立ったそういう提案というのを広く募集して、また、先ほど私が申し上げた中高年あるいは大人のそういうプールを利用した健康増進のための歩くプールとか、いろんなものを考えるわけ

です。それと同時に、また白河市では図書館というものを、かなり大規模なものをつくって非常に好評を得ているわけですよ。私の知人も何回も行って利用しているけれども、一度行ってみな、本当にすばらしくてもう本もいろんなものが豊富にあるし、本当に居心地がいいところだと。やはり今回そういうね、こういったプールだけじゃなくて、図書館とかそういうものも併設したり、サロンを広くとったり、そして庭もつくったり駐車場をたっぷりつくったり、そして段差のないそういう敷地につくるとか、いろんなことがあるわけですよ。ですから、何もここで拙速してわずか3か月や半年、ここまで来たらどうということないんですよ。一つの、何とかな、意地になってもう急いでつくっちゃって、そういうことが優先されてやろうとしているとしか私には思えないんです。

ですから、村長ね、ここは私どもはこのプール建設に反対ということじゃないんです。もう少し充実したものをつくったらいいんじゃないのと。同じ5億円をかけるならば、10万円や30万円、100万円だったらね、いや、こんなのまあいいや、もう一回やり直すと簡単にできますが、5億円もの多額な資金を投入するからには、少なくとも四、五十年もたせなきゃならないでしょう、これ。その間にはこんなつまらないものをと、わからないですよ、それは、結果的にどうなるかは。しかしながら、もしもっといいプランを採用しない、そういうことを努力を怠った結果、その時代を生きる人はそういう不便、何か中途半端なもので強いられると、これが非常に私は残念だと思います。そして、我々のこの意思によって、今現在、選択ができるわけですから、これ重要なことなんです。議会の皆さんも自分のこの1票の議決権というものを最大に行使すれば、この村長の、または教育長の凝り固まったこの固持するね、何だかわからないけれども、それを覆されるわけだ。そこでは真っさらな状態で我々ともどもにいいものをつくっていくと、こういう考えを私はしている。ですからしつこく言うんです。ですからぜひ村長、その点よく、メンツにこだわらないで、私どもも積極的にそういう考えでおりますので、どうか、どうですか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員が個人的に持っている資質、よくわかっているつもりです。あなたは、個人的にも日本全国を回って公共施設の一番いいところを見ているはず。あるいは経営の何たるかについても、あちこち勉強されて知っています。それで、今言ったのは私も同じです、考えは。できればそうしたい。しかし、この問題は、さっき言ったとおり、時間の問題とか、それから財源の問題とか肯定して私はやってきた。さっき、もっといいのがあるのはわかっています。そして、（不規則発言あり）いや、その前から屋根付きのプールについては、職員を派遣してあっちこっち見えています。公共施設の限界、（不規則発言あり）いや、そう言わないで。補助金もやっぱり全部が全部つけるわけではない。やっぱり今言われた補助に合致したものということもあって、このせめぎ合いはずっとやってきた。ですから、議員の理想については、当然私も知っているつもりです。ただ、ここまで来るためには結構努力をして、議員が言っていることを少しでも取り入れてやろうということもぜひお認めいただきたい。私

は、そういうことをしてきてここまで何回も説明したり、あるいはスポーツ関係の皆さんの意見を聞いたり、あるいはPTAの意見を聞いたりということもいろいろしましたが、やっぱり今のやり方で早くという声もあったり、これはあながちできません。しかし、議員の言われたことについては、これは私はいろんな意味で実現したいと思っております。これはやっぱり財政的に基盤をつくってですね、もう少し景気がよくなって、村税がもう少しそういった今のことのできるようなことにして、そして今のことでも実現していきたい。その場合においては、今の話はまたよくお聞きするというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） よろしくと言われたってね、それはだめだなと言うほかないんだけど。とにかく拙速を避けて、もう一回ね、よくお互いに考えよう。そして、そういういろんな施設を調査研究したりできるでしょう。だから、何でそういう拙速をして、持論にこだわってね、議会と対決するようなことをわざわざ持っていくのかなと私は思うんです。だから、村長はそういう、もう変えないのならそれはそれで仕方ない、これはね。全力を挙げてこれ阻止するほかないんだけど。そういうことです。終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。議案第45号「平成24年度西郷村一般会計補正予算」について質疑いたします。

ページ数は25ページなんですが、関係資料の中で環境保全課の予算で8億892万円ということで、放射性物質除染対策事業ということで計上されております。その点についてお伺いするわけでありますが、このように計上された予算でこれから除染が始まるということで理解はしておりますが、当初予算でも予算が上がっておりまして、今回またこのような予算が上がったということで、かなりの予算が上がってきている。上がっている割には仕事を全然やっていないということなんですが、今後の計画は、恐らく家庭を1戸1戸除染していくんだということもある程度理解しております。ですが、優先順位というんですか、除染を進めていく上における優先順位があると思うんですが、その辺をお示ししていただきたいなど、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） 17番大石議員の質疑にお答え申し上げます。

予算はとっているんだが仕事がなかなか進んでいないということなんですが、優先順位ということでございますが、特別委員会の中でも優先順位についてはご説明申し上げましたが、5段階に分けて一般家庭、子どもさん、若いお母さんがいる家庭が優先ということで、二重丸、重点区域ということで、最重点地域ということでその高い順に除染を行う計画でございます。それにはやはり大前提となっております仮置き場の設置問題が今浮上しておりますが、こういった中でそういった子どもさん、線量

が比較的高い1マイクロシーベルト/アワーに近い地域、ここを優先に実施していく考えでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。再度質疑させていただきます。線量の高いところからと、そして1マイクロシーベルトあるところから除染していくんだということで、大変村民の方々には期待している方々も大勢いるのではないかなということ自負しているわけでありましてけれども、保育所関係なんですね。家庭はもちろん大事ですが、保育所関係の先生方が大変苦慮しているんですね、もう既にね。というのは、毎日子どもたちを預かっているから、線量を測っていて高いところを先生が天地がえしたり花を抜いたり、いろいろしているわけですね。確かに仮置き場ができなくても、できる仕事はもう既に始めなくては、私はせっかく予算をつけても何にもならないのではないかなと。保育所の先生方しか今のところ目にしているところがないんですが、本当に感謝申し上げたいなという中で、子どもを預かる場所をもうちょっと、仮置き場が完全にできるまで進める方法があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

先ほど、そういった一般家庭の子どもさんということで最優先と申し上げましたが、最優先としては保育園とか幼稚園が挙がっています。その次に一般家庭ということでございますので、幼稚園、保育園につきましては、もう既にメーンのところはやっております。ただ、今年については、そのメーンから、校庭から外れた裏とか庭とか法面とか、そういうものを今年は除染したいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑を進めたいと思います。保育所、幼稚園は子どもを預かる場所として重点としてやっていくんだということなんですが、まきば保育園ですと入るところが0.35前後かな、高いのか低いのか、私は放射能の学者でないですからわかりませんが、保護者によってはちょっと高いんじゃないかなと言う方がいるんですね。ですから、せっかく環境保全課が設置されて、既に仕事が進められているとすれば目を配ってほしいなと、そのように思います。

それでですね、関連になるんですが、今ほど課長が申された仮置き場について、大変16番議員さんもね、地元の水が流れてくるんじゃないかということで心配されているということで、私も何件か黒川地区を歩いてまいりました。そうしたら、ある人はこう申ししていました。今さら除染って甘いよ。半減期2年のセシウムがもう2年に至れば幾らか下がっていく中で、除染というのは甘いというおしかりの言葉もいただきました。それをどうのこうの言っても始まりませんから、言われた言葉に対してここで伺いしていくしかないなと、そういう観点のもとにお伺いしますので、ご答弁のほうをお願いしたいと思います。黒川は線量が高いということなんですね。ですか

ら、その仮置き場ができる以前に、線量が高いのにまた線量が流れてきたらもっと高くなるのではないかなという話なんです、黒川地区の線量は環境保全課でつかんでいる限りではどれぐらいの線量があるのかお尋ねしたいなと、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

村では現在、全体で123か所を地図に落として広報で流しておりますが、そのほかに行政区、地域ごとに詳細に1,200か所測っております。そのデータによりますと、これが黒川の一般家庭の住宅地図でございますが、これを詳細に測った中では、平均で大体0.8から0.9でございます。ですから、西郷村でも比較的高いところということで、除染計画の中では最重点地域ということで位置づけております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑を続けさせていただきます。もう既に最重点地域の黒川地区だということで、恐らくあの地域の方々は、自分の置かれている地域がどれぐらいの線量だということは知っていないのかなという感じもしております。環境保全課も前からチラシ等で地域の線量を通知はしていると思うんですが、お年寄りは見えていないのかなと思います。そういう中で、最重点地域で仮置き場ができれば一番責任あるんだという地域だということで、あの地域の方にもお知らせしたいなと、そのように思っております。

さらに質疑に入ります。関連になります。黒川の水路はほとんどが土側溝なんだそうです。土側溝でなかなか水路が、俗に言う小規模水路というか、コンクリートの水路は入っていないんだということなんですね。今まで黒川地区というものは投げられていて、そういう中で今度は上のほうに仮置き場ができるということで、大変おしかりを受けてまいりました。それを云々今言っても始まらないんですが、仮置き場の水が流れないとしても、何とか水路ぐらいは入れてやれないかなということで、環境保全課に話しする言葉ではないんですが、質疑する言葉ではないんですが、どんなものかお伺いしたいなと、そのように思います。（不規則発言あり）除染じゃなくて、側溝をやめて水が流れるような形にすると。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、多分、側溝と因果関係があればできますが、ちょっと土側溝から汚染された土を持って行って、その後U字溝を入れるというやつを採用して、オーケーのサインは今出ておりませんので、それが本当によい状況が出るという実証が出ればなんです、何とも今のところは。ただ、ご意見はそのとおりいろいろ伝えて、因果関係の中に伝えるのであれば有効だと思いますので、それはつないでいろいろ聞いてみたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 急に言われて、急に説明会が近々ある中で、じゃすぐにやりますということも大変難しいと思うんです。ですが、前段で述べたように、黒川は本当

に村にはかまってもらっていないという話なんです。というのは、私も一議員としてもっと足を運ばばいいんですが、足を運ばないから、黒川には議員がないから何もしてもらえないんだというくらいに、そのおしかりを得て行って来たという面もあります。ですから、説明会をするときには、恐らくそのような話が出たときには準備して行ってはいかがですかという意味合いを込めながら質疑にしたいと思います。

またさらに、これもその区民からの話なんです、やはり何年置かれるんだと、何年置くんだと、西郷村全体の除染したものを置くのかいと言って心配していましたね。というのは、はっきりした数字が出ていればいいと言うんですが、はっきりした数字は前回の全員協議会と同じで。答えられますか。お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

仮置き場は本当に何年置くんだということなんです、今のところ、国のほうで中間貯蔵施設がまだ着工していない段階では、3年程度ということしか私の口からは言えませんので、今現在の情報では3年程度ということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 課長も大変苦しい立場かなと、そのようにも思っております。

今日、たまたま昼食を食べておりましたら、檜葉町で4,000人からの署名で中間貯蔵庫反対の陳情書が町長あてに持っていかれるニュースをちょうど拝見しました。その檜葉町の町長が言うのには、やはり町の再建を願っているんだと、中間貯蔵庫なんてもってのほかだというふうな、その反対の意見を提示してきた方に同調する言葉を出しておりました。檜葉町以外にも、相双地区には不幸にして町を離れて生活している人が大変おります。そういう中で、国はそういうふう苦しんでいる方々のところに中間貯蔵庫をつくれますかと、つくらせていただけませんかと言っている国自体が私は心のない人だなと、そのように思っております。ですから、全員協議会の際に、3年間で完全に中間貯蔵庫をつくれますということを今の大臣である細川大臣から一つの書類をもらう必要があると思うんですが、課長の範囲内ですみますかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

大臣の確約がとれるかということですが、これも県のほうに問い合わせ以前から国の責任とか、いろんな議員の皆さんからそういった意見、責任問題、そういったものの確約がとれるかということで、国が太鼓判を押せば我々も仕事は本当にスムーズに進むと思うんですね。ですから、その辺も要望は県のほうにしてあります。東電のほうにもしてあるし、国のほうは県を通して要望はしておりますが、なかなか村の意向に沿えない回答しか来ておりません。私は本当に仕事を、末端がやらなければだれもやりませんので、その辺の確約を押してくれと、確約してくれと、いろんな要望はしているんですが、なかなかいい回答が得られない。棚上げにされている状態です。何度も申し上げているんですが、なかなかそういったいい回答が得られないと

いうことで、我々も苦勞しているところです。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 課長にはね、村民の子どもさんは宝だと、村民の方々は皆さん、放射能から少しでも逃れてほしいなということで放射能特別委員会から提示された仮置き場に向かって一生懸命やっていると思うんですね。ですが、相手が相手だけに、とにかく見えないと、においもないと、音もないと、恐ろしい、そういうふうなメディアの言葉にどうしても先行されているのが実態で、本当に課長には、執行者もしかりですが、大変かと思いますが、ぜひとも末代に残る放射能の除染の廃棄物を抱えないように努力してほしいなと、そのように思います。

さらに、これは私の憶測であって、私の考えであります。損害賠償審査会で西郷村は賠償地以外だということで指定されたというか、そういうのが現実であります。そういう中で、今度は中間貯蔵庫ができた。そして西郷村は仮置き場に変なごみ、ごみというか、廃棄物を重なって入れている。今度は中間貯蔵庫に入れるときに、放射能の高い順に持ってきてくださいという、そういう順位が出てくるんじゃないかなと私は心配しているんですね。60市町村の50市町村が一度に運びなさいということは、絶対ないと思うんです。その辺も県に確認をしないと、順位は出ないでしょうね、県南をまた捨てるようなことはしないんですねということを私は念を押すべきかなと思うんですが、課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

おっしゃるとおり、私もそういった懸念はしております。確かに60市町村ある中で、そういった問題は必ず出てくると思うんです。優先順位といいますか、運び出す順序ですね。そういったことのないように、西郷村は早く終われば早く、低くても持っていくという要望はします。その辺は国・県と協議して間違いのないようにしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） できるだけですね、村を見てもわかるように、行政は縦割り行政で、そこに人事があつて10年後、20年後になったら何かその方々もいなくなっちゃうということで、できれば書類を交わし合つて、そして末代まで仕事が進んでいけるような方法をとっていただきたい。確かに行政は事務の継続性はありますけれども、人がかわれば気持ちも変わる、そして長くたてば風化してくるという観点からも、ぜひその辺を考慮しながら仕事に進んでいっていただくことをお願いしながら質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。西郷村一般会計補正予算につきましてご質疑いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ページで39ページの目の3、節の15工事請負費、金額の4億9,559万

6,000円ですね、プール改築工事費について質疑いたしたいと思います。先ほど14番議員もこの件について質疑をいたしたわけでございますけれども、今回のこのプール建設につきましては、本来、復興交付金、そしてまた村の起債、そして文科省の補助金ということで三本立てで一応やる予定でおったんですが、当初から私もだめだと思っておりましたけれども、復興交付金は該当しないということで、その1億6,000万円分はまた新たに村が起債を起こして、借金をしてそのプールをつくるということでございます。実は、私も選挙の洗礼を受ける身なんですが、正直、私の支持者から何本か電話が来まして、4億5,000万円の金をかけて今この時期にプールをつくる必要があるのかと、絶対反対だと、何か今やるべきことが間違っているんじゃないかというふうなおしかりの電話をいただきましたし、私自身も正直言ってこの村民プールをつくることについては疑問を感じておったわけではありますが。そこで、本当にこの村民プールが必要なのかということが問題だと思うんです。そういう中で、学校教育課長にお伺いいたします。また、生涯学習課長かもしれませんけれども、村内に村の施設としてプールがどこに幾つあるのか、これをお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） 15番議員の質疑にお答えいたします。

学校教育課関係ですが、幼稚園につきましては、小型のプールが1つございます。小・中学校につきましては、川谷小・中学校が小・中学校まとめて1か所で、小学校各校にございます。中学校につきましては、西郷二中に1か所ありまして、西郷第一中学校につきましてはございません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） 15番佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

社会体育施設のプールにつきましては、今お話しありました村民プール、体育館の隣にあります。それから、追原地内にも追原プール、こちらが社会体育施設として2か所ございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、村内には小学校は全部ですね。小田倉小学校、熊倉小学校、羽太小学校、それから、中学校については西郷二中ですね。西郷一中は今ないということですね。そして、村民プールは今1つ使えませんけれども、追原プールもあるということになっております。5か所、使おうと思えば使えるプールがあるというふうに理解します。先日、実は追原のある住民の方から、なぜ追原のプールを除染してくれないんだと。今、郡山、白河で除染を一生懸命やっておりますが、なぜ小学校、中学校、また追原プールについて除染をやらないんですか。使えないんですか。使えるようにする意思はないんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

追原のプールでございますが、追原のプールにつきましては、すみません、正式名称がわからないんですが、地元の子ども育成会というところをお願いをいたしまして、8月に、ちょっと時期があれですけども、短期間で毎年利用されております。（不規則発言あり）毎年利用しております。それで、せんだって5月に地元のその子ども育成会のほうから、水を抜いてくれということで村のほうにご相談がありまして、こちらで排水をいたしまして、今年も使用する予定でおりますが、除染ということがちようど環境保全課で今除染計画を立てておりますので、除染の計画というのはすぐには今のところはございません。（不規則発言あり）ええ、一応予定はしておりますけれども、子ども育成会のほうとも相談して今年使用するのかどうかですね、その辺はこれから詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） 質疑にお答えします。

学校関係のプールでございますが、学校関係のプールにつきましては、保護者、PTA並びに地区の方、さらには消防団の協力を得ながら学校の先生方、各校によってさまざまではございますが、プールの清掃並びに除染関係を行っております。また、水につきましても、現在は使用してよいというふうな県からの指示はございますが、現在は使わないでいるという状況であります。（不規則発言あり）現在はプールは使用しないという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 学校関係でプールを使用しないという、その使用しない理由についてお聞かせ願いたい。また、正直言って追原のプールについても、昨年3月11日、12日、11日以降ですね、あれから1年3か月たっている。先ほどから、子どもたちが、PTAがプールが欲しい、プールが欲しいと言っているんだと言っているながら、何もしていなかったと。全く話が矛盾している。なぜこれ利用できないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） ただいまの質疑にお答えします。

学校のプール使用に関しましては、各学校によりましてPTAの方並びに教職員の方が協議をしております。そういった関係、さらには校長会等で教育委員会とともに協議をしながら、さらには教育委員会に諮りながら決定をして、今年は安全性、安心を確保するためには使用しないということで決めたものであります。また、プールのプールサイド等も今後の放射線の除染計画のところに入っておりますので、それに基づいて除染をしてまいるという計画であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 一事が万事これなんですね。村内の一般住宅についてもこのとおりなんです。実際、本当に住民のことを心配しているのかと疑いたくなる。一日も早く除染もしなきゃならない、一般住宅もしなきゃならない、また、子どもたちの健

康調査もしなきゃならない、こういったものですべてがそのようにおくられているんですよ。そして、プールをつくります、PTAが言っているから、早くつくれ、つくれと言っているからつくります。今あるプールを、例えば1,000万円ずつかけて、5か所で5,000万円かけたら屋根をつけてきれいに除染できるんじゃないですか。すぐに間に合うでしょう。こんなの去年の段階で考えればいいんですよ。その責任をですよ、育成会が、PTAが、校長会が。じゃ、それがあれですか、そのPTAとか校長会がこの邪魔をしているんですか、使えなくなるための。(不規則発言あり)とんでもないでしょう、これ。逆に、これを早く使えるようにやってください、子どもたちが一日も早くプールを使って、授業に使いたい、夏休みに使いたいからやってくれと言うのが本当なんですよ。(不規則発言あり)これを何もやらないで、そして160本もの杭打ちして危険な場所に早くそのプールをつくるんだと、何か狂ってないですか。(不規則発言あり)

教育長、この状況において、私、議会議員として全く納得できません。なぜ東京電力や県や国に対して、学校のプールがこのような状況で使えないんだ、子どもたちが泳げないんだから、これについていかにして賠償してくれて、早くその除染の費用とかそういう経費を出してくれと、去年の段階からこれをもう進めておくべきじゃなかったんですか。そして、今ごろもうきれいに除染が終わって、プールサイドは新しくコンクリートタイルできれいに安全にして、また、場合によっては屋根もつける。現在、東電が言っているのは、もう放射性物質は降っていないと言うんですよ。ある意味、屋根は必要ないんです、東電の言うことを信用するのであれば。ならば、プールの中とプールサイドとその周辺を徹底的に除染をすれば、今年の夏に子どもたちはもうプールで遊ぶことができたんですよ。そのことを全く手をつけず来て、プールだけつくるんだというのは何たることなんですか、これ、教育長。(不規則発言あり)

○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。

○教育長(加藤征男君) 15番佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

お話しされていること、よくわかります。子どもたちがそれぞれの学校にあるプールを使って水泳をできるのであれば、それが一番いいというふうにも思っていました。昨年、この放射能の問題が起きましてその後、私も町と村の教育長の役員をしまして、東電にも行きまして、このプールの使えない状況についても話をしましてお願いもして、東電としては子どもたちのことを考え、屋根のついたプールをつくる、そういうことをやってほしいと、そういうことも言ってまいりました。福島県に数多くあるプールですから、東電もなかなかよく検討しますとかそういうことでした。それならば、村の中にあるプールを1つでもいいから屋根をかけてほしいと、そういうことを通して子どもたちの安全・安心した水泳活動ができるんだから、何とかそれをやるべきだということをお願いもいたしました。そういうことをお願いはするんですが、議員もご承知のとおり、なかなか実現しません。そういう中にありまして、復興交付金ということが出ましたので、そのことを通してぜひやりたいというふうに思いましたが、議員からもなかなか難しい案件ですよ、これはというふうに言われていました

が、結局残念ながらだめでした。でも、そのことを実現しないわけにいかないの、今度は文部科学省の補助金をお願いしながら、その備えをしてきたところであります。

ここにおられる議員様方からいろいろ昨年中にも申されたように、子どもの放射能に対する安全を図れと、運動会1つとっても、運動会をやることはどうなんだというお話もいただくほど心配をしていただきました。屋外プールをするということは、子どもたちがそれ以上の心配を保護者もみんな持つ案件であります。そういうことでありますので、できるだけ早く屋根のかかったプールをつくっていただいて、そのことでこのことを解決したいと考えたわけであります。あわせて、子どもたちのことだけでなく、村民の方々がたくさんいます。そういうことの方々、並びに前にもずっと説明していますが、プールをつくる目的としてスポーツ施設、社会教育施設、あわせて健康づくりのためのプール、そういうことも考えた上で総合的なプールを1つ何とか持ちたいということでやってきたことでもありますので、学校プールのこと、よくわかりますが、そういうことをあわせて計画を立ててきた案件でありますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く理解できないです、やっていることがね。本当に子どもたちのことを考えているんですか。自分のことを考えているんじゃないんですか。子どもたちは一日も早く本当にプールに入って水遊びしたい。ましてやこれから7月、8月、夏休みに川に行き泳ぐことができないわけですから、当然これは必要なんです。最大限その学校のプールを除染をして使えるように、いかなる手を使ってでもという気持ちで除染すればできたはずなんです。屋根付き、屋根付きと言いますけれども、私すごく疑問に思うんです。なぜ屋根付きにするんだ、放射能汚染が怖いからなんですか。もし放射能の汚染が怖い、放射能が怖いと言うのであれば、当然にこの屋根付きに対しては、東京電力なり国にその補償を求めるべきじゃないんですか。（不規則発言あり）今回は村の一般財源と起債なんです。借金なんです。この借金についても基準財政需要額で算入していただいて、地方交付税で賄って返してもらえらることなんですね。東京電力からの交付金、補助金は全くゼロなんだ。だれのために屋根付きのプールをつくるんですか。どうして屋根付きなんですか。放射能なんでしょう、言っていることは。なぜ東京電力に求めないんですか。学校のプールの除染についても、なぜ東京電力に求めないんですか、賠償を。どうして村民の税金でやるんですか、それ、おかしいでしょう。（不規則発言あり）

これね、協議を詰めてもそういう姿勢で来たから、これを今ここで直せと言っても直らないと思うけれども、私はきちんとしてここで申し上げたい。そんな姿勢で子どもたちを守ることはできないと思う。断言しますよ。本気じゃない。ましてやPTAがどうだとか、育成会がどうだという方々に押しつけて、違うんですよ、行政、村、教育長が先頭に立ってやるべきなんですよ、こんなことは。それで、先ほど14番議員も申しましたけれども、本当に今回プール、4億5,000万円の大金を使って、本当に今この時期にプールが必要なのか。聞くところによると、子どもたちが野球の練習

をして、そして汗をかいたときにプールに来てシャワーを浴びてすっきりしたい。ならば、野球場のわきに2,000万円のお金をかけて管理棟をつくって、そこでシャワー室と休憩室とリラクセスするものをつくってあげたらいいんじゃないですか。4億5,000万円もかけることないですよ。（不規則発言あり）村民がたとえ5万円でも3万円の税金でも払うときに、きのうもある方から電話ありました。村・県民税が去年までほとんど変わらなかった。今回、今までの特例が、土地が減って3万円、4万円増えちゃいました。大変です、生活するの。そういう方々の税金でこういう公共事業をやっているということを肝に銘じなきゃならないです。（不規則発言あり）それを人の金だからと思って、自分の金じゃないからと思って簡単に進めていくからこういう問題が起きてくるんですよ。

例えば今回、14番議員が言ったけれども、あの大地震において明らかに地盤が横ずれして、階段が壊れ、そしてまた危険だということで、そして調査をした結果、160本のコンクリートパイルを打ち込まなければできないという場所じゃないですか、あそこは。それをなぜあそこに選んだか。当初は、復興交付金をもらうためには、その復興という名目のためにその場所につくらなければ、その復興交付金に該当しないからということであそこを選んだはずなんです。（不規則発言あり）しかし、この復興交付金がなくなって、今回は文部科学省の学校施設環境改善交付金ですか、関係ないでしょう、全然災害は。だから、どこにでも自由につくれるんです。生涯学習課長、これパイル160本打つというんですが、これ実際その160本打つのに幾らかかるんですか、経費。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時39分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第45号に対する質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

先ほどのパイルの補強工事費でございますが、プールの本体側に80本、それから管理棟側で40本の合わせて120本になりますが、工事費が約2,000万円です。予定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 2,000万円をかけて、そして地盤を強化させてそこにプールをつくると。そこまでその場所にこだわる理由というのは、私はちょっと理解できない。先ほど生涯学習課長が一極集中、村長も一極集中ということでそこに施設を集めたいという話がありました。体育館と野球場とプールですか。ただ、私はそれは違

うと思うんですね。村民が本当に望んでいるのは、そんなものじゃないと思うんです。これが4億5,000万円です。今回、工事費、設計委託料は1,300万円ぐらいですか、もろもろ考えると5億円ぐらいいくのかなというふうな感じはしますが、これはあそこにもし、それだけの崩れた危険なところにパイルを打ってまでつくったとしても、そこからの敷地の延長とか延びしろはないですね。ないんです。村長の考える一極集中というのは、いわゆる体育館と野球場とプールなんですね。私の考える一極集中というのは違うんです。プールをつくったら、そのわきにスポ少の子どもたちが雨が降った、雪が降った、寒い風が吹いた、そういうその放射能に汚染されている表で練習をするのではなくて、そのプールのわきに屋内練習場をつくってあげる。そこで野球のティーバッティングもできる、ピッチング練習もできる、トスバッティングもできる、そういういわゆる屋内運動場、練習場もつくってあげればいいんです。そのわきには、今、米小学校でインドアパークの工事が始まる。プールのわきに子どもたちの屋内遊び場、インドアパークをつくれればいいですよ。たまたま米は今、体育館は仮の場所ですから、そこにインドアパークをつくって、大きな、安心してできるようにつくってあげたらいいんじゃないですか。そして、そのわきには老人の方々がいつでも集まって談話ができるような足湯をつくったような、また、隣はカラオケ室をつくったような、談話室をつくったご老人が集まれる場所、いわゆる老若男女が全部集まって、そこでまたプールに入ってプール歩行もできる、メタボも介護予防もできると、そういった一体的なですね、村民みんなが集まれるようなその一つの起爆剤とか、先導役としてこのプールを考えるべきだと。

ならば、何もああいう狭苦しい崩壊の危機に瀕するところに4億5,000万円、5億円の金をかけてプールをつくる必要があるのかと、本当に。私は甚だ疑問でありますから、やはりもっともっと広く村民の方々からも、また、各種団体からもいろいろなご意見を伺って、そしてみんなが本当にその危険な場所でもいいと言うなら、それはそれでいいけれども。また、構想的にも年度計画で今年はプール、来年は屋内練習場、その次はインドアパーク、ご老人の方々の憩いの場をつくる、それと公園もつくってあげる、そのわきにはグラウンドゴルフもゲートボールもできる、そして駐車場もつくってあげる、そして一体としたものをつくるというのが私は一極集中だと思うんです。そのためには、やはり敷地を広く、そして安全な場所に確保して、今ここであえて急ぐ必要はないと思うんです。もし今年、子どもたちがプールがなければ、財政出動して櫻泳スイミングであれどこであれ、子どもたちにそのプールを提供してあげればいい。その費用は全部東電に請求すればいいですよ。当然でしょう。当たり前のことです。放射能汚染のためにそれができないんですから、やればいいんです。村民の税金で放射能汚染のしりぬぐいをする必要はないんです。生涯学習課長、この場所について再度検討するような時間的な余裕は今回あるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

今回のこの計画につきましては、先ほどお話しありましたように、文部科学省の学

校施設環境改善交付金をいただくことが内定しております。約1億6,000万円ほどの予定でございますが、こちらが5月22日付で内定をいただいております。このことを考えますと、やはり単費ですべて賄うということはなかなか難しいと思いますので、この交付金の交付の機会を逃してしまうのはどうかなということで、この交付金を活用させていただきたいということでございます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私は、全体計画をなくせと言っているんじゃないです。場所についての変更をするための、また、見直すための時間的余裕はないかと言っているんです。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

通常といいますか、平常であれば、例えば5年後、10年後にプールを建設するという計画であれば、当然いろいろ検討委員会なりそういったものを立ち上げまして、いろいろ意見等をお伺いして進めていくところでございますが、これまでの経過をご説明しましたとおり、以前から、平成元年にあのプールはできたものですから、ある意味で老朽化もしておりました。そこに昨年の放射能の問題、以前からそういった屋内化の設置ですか、そういった要望がございました。さらには昨年の3・11の原発事故によりまして、今現在の状況が放射能の影響から屋内での活動を自粛されている状況でございますので、やはりそういった緊急性といいますか、そういうことを考慮して、早い時期につくらせていただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私の質問の仕方が悪いのかどうかわからないんですが、私は別に5年も6年も待てと言っているんじゃないです。この文科省の交付金の整備計画、出してありますね。その中で場所の変更について、場所を見直すことについて、例えば数か月の間、例えば文科省のほうに変更になるかもしれませんよということでの了解は取りつけることができないんですかということを知っている。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

今現在わかっている、（不規則発言あり）先ほど申し上げましたとおり、現段階では内定という形をとられておりますので、今おっしゃいましたそのもろもろの変更等が可能かどうかというのは、今の時点ではわかりませんので、それは確認をさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） だんだん今の場所変更の話になってきましたね。先ほどからずっとお話、ごもつともです。聞いていてそのとおり、私もそう思いました。しかし、もう一回じっくり思いだしてみましよう。去年の3月11日以降、ここにいる課長全部、自分の部署を点検しましたね。そして、被災があったかどうかを即座に次の日わかっ

たと。プールはどうしたと。プールは1か月ぐらい黙っていましたが、どうもあのプールの中にヨウ素、放射性物質が紛れ込んでいる。どうしたらいい、水を抜かせてくれと。いや、部落によってはあの水に放射能が入っているからだめだと。そういう問題がずっとありましたね。その次に、除染をどうするのかと、プールの除染。結局今の水を抜かしてもらい、いろいろご苦労あったと思います。一回抜かしてもらいましたね。そしてその後、もう一回除染する、どういうふうに除染する、中身がいろいろ種類あります。ステンレスとかいろんな、あるいはガラスとか。その除染の方法が実は決まっていなかった。どうしていいかわからない。もうこの辺みんなそうです。先ほど白河等云々、テレビ、新聞に出ましたね。あれもこのごろ始まりました。実証実験いっぱいやっているみたいです。それも結局水を使いますので、その水をどのように持っていくのかと、濃縮するのかという問題が残ったりして、仮置き場の話です。

こういったことをしているときに、去年のプールどうするんだという話になった。あのプールは、やっぱり今言われたとおり、白河のエグナスさんですね、ひっかけてもらって、そして今年はやらないから、表はだめだということであそこでひっかけてもらって、ずっと来ました。今年まで来るときも、除染の方法が実はどういうふうにするかということがあって、なかなかわからなかった。それで今年も、じゃもう1年エグナスさんに頼んでということと同時並行して、ではいつこの災害復旧とプールとやっていくのかとといったときに、今の災害復旧と今の屋根をかけたもの、昔から屋根をかけたほうがいいと思った。今の議員のお話は、村長は一極集中は野球場と体育館とプールというふうに言われましたが、もちろんそのほかの追加のやつもいっぱいあっていいですね。さっき言われたやつは本当にいいと思います。何かプールと、それから子どもの野球場とか。昔からこれ言われております。ドームつくってくれと。あそこはもともと西郷の総合運動公園予定地ですね。前から、議員知っているとおり。

そういうことがあって、これまでやっぱりいろんなことを考えてきたわけです。言われた新しい付加もつければいいと私は思っています。問題は財源です。これから何かやっ払いこうと、今までずっと総合運動公園どうするんだと言われたときに、私はやっぱり財源を早く手にして、今言われたような庁舎でも、あるいはそういったことをやっ払いこうではないかと。そのためにはやっぱり景気の回復と、それからかつてあった不交付団体、あのときはお金を使わなかった、何があるかわからないから、ということで備えましたが、そういうことがまた再来することを実はもくろんだりして今いろいろやってきましたね。それを実は待っています。それができてきて財源があれば、今言ったやつが成功というか、着手できるかもしれない。それを頭に置いています。ですから、それはわかっています。それで、その途中でということで、この白河に頼んでいる屋内プールをぜひうちのほうもつくろうではないかということで、いろいろ採択して、言われたとおりです。復興交付金100%保証、ぜひ取ってやろうじゃないか、あのときに10億円以上上げましたね、きっと。そのうち5億円、福島県では西郷だけです。その例の東高山の、あるいは勝負沢の補助金を取ったのは。あれはやっぱり皆さんがいろいろ国に言ったり、私も行きましたね。

それで、私は、ですからこの吉田泉さんのところへ御礼を言ってきました、この前。西郷だけ5億円つけてもらって、ほかは何か福島も郡山も白河もゼロだった。でも、2回目のそのときはプールも入れたんですが、プールだけ外れたんです。やっぱりプールはもっと文部科学省の補助もあるのでというバランスを見ましたね。ということで、その交付金がだめになりました。しかし、私たちはあきらめていなかった。そこで、やっぱり今の1億6,000万円の補助をもらうために場所を特定し、地質調査をし、さらに設計を進めて額を確定した。額を確定すると補助率があって、欠ける補助残については起債を受けようと。起債も言われたとおり、充当率九十幾らで、そして交付税算入されます。いわば100%の交付金と同じくしようではないかと思って私は動いた。そして、一番の決め手は、さっき言われた、じゃ一般財源は東電に請求したらいいのではないか。当然ですよ、私もそう思っています。きょう民報新聞に出ましたね。福島県は地方税7税は東電に請求する、出ました。今西郡の中でもこの東電に請求することを決算大体終わっていますので、そういったことをやっぱり、（不規則発言あり）財源の話をしている。（不規則発言あり）財源はそういうことで、取るものは取るという努力をいたします。

場所はですね、今年は補助事業をやっぱり来年の3月31日までに終わらせたい、終わらすという条件をつけられています。私はそれでもうやろうと思ってきた。そういうことで来ましたので、議員言うのはもちろんよくわかっているつもりです。そういう意味で言うと、全体のやつをうまくはめ込めばよかったかもしれない。しかし、この補助についてはそういった制約があったり、あるいは地質調査をしてここまで来ましたので、変更することはできない。変更する余地はないということで、今のところでぜひお願いしますので、この辺の事情、議員の言っているのもわかります。しかし、補助事業についてはいろいろやっぱり制約がありますので、それを活用して財源を手にしようということでもう来ましたので、ぜひご理解とご協力をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長の答弁は、私、信用できない、正直言って。私は、実は先日、民主党の文科省の秘書官の関係者の国会議員と一緒にになりました。実は西郷村で今度、文科省のそういったプールの補助金をもらうことが決まりました。私に言ってくればよかったのと言われました。政治力なんです。政治力、補助金は。そして、いいですか、学校施設環境改善交付金交付要綱、ありますね、これ。この今回の1億6,000万円の補助をくれるための要綱なんです。この中に、要綱の2項にいわゆる整備計画を立ててきたと、例えば計画の名称から、それから学校などの名称が関係しますから、敷地面積とか事業の概要とか全部出しますね、出したですね、出して補助金決まったんでしょうから。（不規則発言あり）そうですね。ところが、決まった後にですよ、以降、前項の規定は施設整備計画を変更する場合に準用するとなっているんですね。これを変更したときは、同じく1項のような形の中で準用してできますよということは、変更を認めているんですよ、これは、認めているんです。いいですか。それで、予算の問題にしても、来年3月31日までにつくれということでしょう。

私、確認していないからわからないけれども、この交付期間についてもこうなっているんですね。いわゆる学校施設環境改善交付金を交付する期間は、施設整備計画に記載された交付対象事業が学校施設環境改善交付金を受けて実施される年度、平成24年度です、今年ね、例えば。実施される年度から当該施設整備計画の終了する年度までとするということになっているんです。

村長が言われるのは、実施された年度内までとするということなんですね、今言ったのは。この要綱を見ますと、実施される年度から当該施設整備計画の終了する年度までとなっている。だからこれは確認しないと、村長が言ったことが本当に平成23年度予算だと、それならば23年度で終わるのか、もしくはこういうことで、実はここにつくろうと思ったけれども、例えば耐震強化とか議会の中でも議論したんだけれども、あれは余りにも2,000万円以上の金をかけて、パイルを打ち込んでそういう危険なものをつくるのは危ないだろうと言われたので、場所を変更したいんだということで協議に行ったら、私は文科省がそれをだめだと言うことはないと思うんですね。子どもたちの安全を考えれば、申しわけないけれどもちょっとこれを認めてくれと言えはできると思う。(不規則発言あり) それは政治的にもね、こんなことは政治的に動けば、村長はあれじゃないですか、玄葉光一郎さんを推しているんだったら、玄葉大臣に一言言えば決まるんじゃないですか。それが政治力ですよ。(不規則発言あり)

○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 今の、そうですね、私も頼みました、いろいろ。ただ、議員が頼んだ人は室井さん、(不規則発言あり) いや、いろいろ私もお世話になっていますので、会っていますから。先生に頼んだらいいだろうという話、私も頼んでいます、いろいろ。(不規則発言あり) そこで、さっき、今のをするにはやっぱり交付金が一番簡単だったんです。100%上がる、事業とすれば。しかし、交付金はやっぱり全部が、昨日言いましたね、どうもあれは浜通りじゃないかとか、地震とかね、そういった裁量もあります。それでプールは外れた。プールは外れましたけれども、この事業についてはやっぱり次の手を考えた、チャラにできないから。そこで今の話で交付金から今の補助に入った、それから起債も見てもらいたいということで来たんです。1つ違うのは、やっぱり平成23年度の本省繰越、去年の金を西郷のために平成24年度に繰り越して使ってくれと、だから3月31日なんですよ。今、議員が言っているのは、じゃ平成24年、25年とか継続費とか債務負担とか、2か年の継続費だったらばということもあるかもしれませんが、それは。ただ、西郷の場合は、そこはやっぱり特別頼んで、早くつくりたいからということで、平成23年度の本省繰越を平成24年度の私のほうの事業に入れてもらってやることにした。だからです。やっぱりいろいろ政治力というのはあって、皆さんいろいろ頼んでくれたから、いろいろ温かい風が来たんだと思います、それも、今回の結果を見ればね。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) そういう次元の話でこのプール問題を話しすることは、私はい

けないと思うんです。4億5,000万円という大金を投じて村民のために、子どもたちのためにつくるわけでしょう。そうしたら、これが大局的に長期的に本当にこの場所でいいのか、そのプールのほかにもどういった整備が必要なのか、長期ビジョンに立って計画を立てて、そしてその上でもってこれを議論していくことなんです。そしてまた、これが例えば今回の補助金がもしこれを逃したときに全部パーなのか、もしくはこういう事情があれば国が認めてくれるのかと、そういうことというのは小さなことであって、こういったのは本当に国会議員を使って政治を使えば一発で通っちゃいますよ、こんなもの、申しわけないけれども。（不規則発言あり）それが政治なんです。だってそうでしょう。下郷町の観光協会、あそこに国から観光費としてたくさん補助金が来ていますよ、今年。調べてください。西郷は来てますか。それが政治力なんですよ。（不規則発言あり）

だからこれね、村長、子どもたちを安全に守る、もし万が一、また3・11の大地震が来たときに、今度はその体育館の上のまた山が崩れてきたとか、今度のパイルは打ったけれども、それがまたずれたとか、そういう危険なところに子どもをあえて置く必要もない。だから、長期的に見て本当に村民が納得できる、これなら村長さん、佐藤議員言っているけれども、村長正しいんだって100人が100人言えるような場所につくるべきなんです。（不規則発言あり）だから、私が言っているのは、別に1年も2年も待てとは言わないです。せめて1か月や2か月の間に村民から、また、各老人会、PTA、婦人会、たくさんの方々の意見を聞いて、本当にあの場所でのいかどうかということをもう一回検証して、それでスタートしたらいいんじゃないですか。（不規則発言あり）そのことを村長に私は求めたいと思うし、そうしなかったらこれが40年、50年間使うものですから、必ず禍根を残しますよ。ですから、この問題について担当課長に私そう言ったんです。そして、ましてやね、今まで学校プールについても、今様子がどうのこうの言いました。だれ1人として議員に報告していませんね。だから、そういう問題も、議会議員も村民代表なんですから正直に話をして相談をして、どうしましょう、どうしましょうとなって両輪となってやっていくのが行政じゃないですか。今ここに来て、都合のいいときにはその話をして、都合の悪いときは黙っていると、こんなのあり得ないですよ。

そして、除染の問題についてもそうなんです。これ先日の新聞を見れば、担当課長、聞いてください。いいですか。住宅の除染しなきゃならない戸数が6,900なんです。1年3か月たってまだゼロなんです。除染が。それで、公共施設の計画200あって発注が17、実績が8つしかない。200のうち8つしかやっていない。道路においては、除染しなきゃならないのが500キロあって、それがわずか25キロしか発注していない。そうですね。新聞が正しければそうですよね。それで、水田は25ヘクタールで25ヘクタール終わっています。畑地については36ヘクタールで今発注済みです。このように非常に、私も今孫がおりますけれども、子どもたちがいる家庭たくさんあります。先ほど環境課長は放射線の高いところからやると言った。でもね、子どもたちがたくさんいる家庭、例えば放射能を受けやすい子どもたちがい

る家庭も配慮してあげないといけないと思いますよ。そういったもろもろのことをきめ細かに村民の感情を酌み上げて、希望を酌み上げてやらなきゃだめなんです。それがこのような、はっきり言って国がどうだとか、環境省がどうだ、県がどうだからできない、それは我々が見て言いわけだし、できないならできるように一生懸命村長さんをはじめ、要望していったらいいんじゃないですか。我々議員にも言ったらいいでしょう、一緒に行ってくれと。（不規則発言あり）一緒に行きますよ。これ行って、ふざけるんじゃないと、いつまで待っているんだと、時間たつのを待っているのかと。セシウム134が2年で半減期になるから、下がったでしょうということに待っているのかと、そんな問題じゃないんです。先ほど言ったけれども、本当に学校の子もたちの問題、除染の問題、本当に住民の側に立って真剣にやってくださいよ。

それで、あともう1点、最後にお聞きしますけれども、今回仮置き場をつくりますね。これ予算が入っています。実際にあの仮置き場には、何万トン、何千トンかわからないけれども、どの程度の放射性廃棄物を一時仮置きする予定なんですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） 佐藤議員のご質疑にお答えします。

現在、仮置き場についての詳細な設計を今後発注しますので、こういった形、今のところは予定地は20ヘクタールでございますが、これをフレコンパック1.5トン、1.5立米入るフレコンパックに20メートル四方から30メートル四方で1区画つくる予定ですので、そういった方法も全部安全面を考慮して詳細に設計してみないと概算ではよくわからないですが、これから計算して報告したいと思います。予定面積としては20ヘクタールです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、一事が万事そうなんです、やっぱり。そして、こういう状況の中でこの予算を通せと、議決くださいと言っているんでしょう。議会議員にまだ説明できないものが住民に説明できないですし、我々も住民に、あんた方はわかって議決させたんですかと言われちゃいます。だから、少なくともね、我々議決機関に対しては、あの場所に敷地面積が幾つで、何万立米、何トンかわからないけれども、それをここに置いて、これを3か年の間に例えば計画的に単年度で幾ら幾ら、それをどういう形であそこへ運んでどのようにするんだと。そして、一般家庭の除染についても、一応何月から始めて決まればこうしますという具体的なものを示さないと、やっぱり我々は議決する上で賛成とも反対もしようがないんです。我々は反対すれば、これは除染できないんですから反対するわけにはいかないんです。かといって、それを賛成することも、こういうまだ未熟な説明の中ではすることができない。できることは、私は今回討論でやろうと思ったけれども、反対はできないから賛成するかもしれない。しかし、条件付きだ。これ採決に条件付きはないんですね。しかし、この問題については、恐らく各議員全員が条件付きだと思いますよ。住民の理解が得られて、その後やるべきだということは条件付きですからそうだと思うんです。だから、議会議員に対してももっと丁寧に説明責任を果たすべきじゃないかなと思います。

それから、最後に村長にお伺いしたいんですが、前回の室井清男議員の一般質問の中で、村長が責任をとるという問題の中で答弁ありましたけれども、村長は仮置き場の問題を責任をとると言った。できるものとできないものとあると思うんです。そのことを明確に議事録として残しておかないと、将来的にすべて村長が責任を持つのかと。村長がすべて持つと言ってもいいんです。佐藤正博村長が個人の資産をはたいて、全部それをはたいて責任をとるのであれば、それはそれでいいんです。しかし、村長が責任をとるということは、西郷村民が責任をとることなんです、最終的には。だから、村長は村民にかわっていわゆる責任のとり方として、責任ある内容についての責任のとり方というものを明確にしておく必要が私はあると思うんです。その辺について、村長から一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この前、一回その話をしましたですね。結局この原因者責任とか、原因者、発生させた東京電力の責任は免れないと。それから、それをエネルギーの問題として国家の事業としてやってきた国の責任も免れないと。そういうことの中にあって、これを除染とか、今度それをいかに住民の防御をするためということになりますと、地方自治法という憲法93条の問題があって、地方自治法の中に国会議員と国の役人は国に対して責任を持つと、それから県は県、市町村もそうだという中において除染とか何かをやっていく。そういう中の除染については、結局、村の議会として村長提案でやりますよね。そういう意味での責任は全部重層的にあるというふうに申し上げたわけです。ただ、よくわからないという話ですね、さっきね。例えば風評の被害はだれが出すんだと。それは西郷村が出すわけじゃないですよ、そういった問題については。そういう問題は、やっぱり国と東電の責任というのはあると、そっちのほうにあるというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） しかしね、先ほど村長が責任とりますと。例えば、村長がああ場所に仮置き場を決めて仮置き場をつくったら、周りの人は村長がつくったんだから村長の責任でしょうと。そのために風評被害で損失をこうむったら村長じゃないですかと、これはなりますよ、当然。そういう問題が絡んでいるから、村長の責任をとるという言葉を軽率に言わないで、きちんと住民にもわかるようにやっておかないと、後々議会も村民もえらいことになっちゃうということなんです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 老婆心でというか、よく言っていたと思って、そのように思います。やっぱり責任の所在と、本当に国賠法とかいろいろ対象になるのはもう決まっていますよね。それは当然今の、村長が仮置き場を例えば工事を発注してつくったと。つくるまではです。その後に発生する問題とか風評とかの問題は、もちろんこれは東電と国の問題です。それは明確だと私は思っていますので、それは言われたとおり、ちゃんと誤解を招かないような説明をしながらやっていきたいと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、時間ですのでここでやめざるを得ないのでやめますが、最後に教育長に申し上げます。子どもたちのために学校のプール、最大限できるところまで除染をして、一日も早く使えるように努力していただきたい。そして、村長もそういった水の問題とかがあれば、当然これは東電に相談をして、東電の責任において処分してもらおうという強い決意を持ってやればいい、やっていただきたいというをお願いして質疑を終わります。

（「議長、議事進行について」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番室井であります。ただいまの村長の説明を聞いておったときに、それらを総合的に判断してみるとですね、私の一般質問に対して、責任のとり方について村長が申されたことはみんなうそだということにしかとれないんですが、これ議長から確認していただきます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 後ほどですね、それは議長が村長に、承っておきまして、その後、16番議員にお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。（不規則発言あり）

#### ◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 質疑を終結した時点で暫時休議します。議運委員長、お願いします。

（午後4時17分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時18分）

#### ◎動議の提出

○議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君から、村民プール改築工事予算についての動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。村民プール改築工事予算についての動議を議題とします。提出者の説明を求めます。15番佐藤富男君。（不規則発言あり）

#### ◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 文書配付のために暫時休議いたします。

（午後4時18分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時20分）

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君）　ここでおはかりいたします。

本日の会議を午後7時まで延長したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後7時まで延長いたします。

◎村民プール改築工事予算についての動議

○議長（鈴木宏始君）　村民プール改築工事予算についての動議を議題とします。

提出者の説明を求めます。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君）　15番。村民プール改築工事予算についての決議案の動議をいたします。

提案理由でございますが、村民プールの改築は長期的展望に立って行われなければならない。西郷村民がひとしくその恩恵を受けられるように十分に配慮されるべきであります。また、設置場所は、大震災などへの配慮も十分加味されるべきであり、村民プールの設置場所は広く村民の意見を集約して決められるべきであるということでございます。

なお、その決議案として裏に一応示しておいたんですが、西郷村議会は平成24年第2回定例会に提出された一般会計補正予算のうち、目、体育施設費、節、工事請負費、金額4億5,959万6,000円の執行に際しては、その設置場所、施設の内容、そして長期的施設として十分耐えられるとともに、将来、他の村施設との連携が図れるように広く村民の意見と英知を集約し、本議会の同意を得てから執行されなければならないということでの以上決議するというところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君）　この採決は挙手によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君）　挙手多数であります。

よって、村民プール改築工事予算についての動議は可決されました。

◎議案第45号に対する討論、採決

○議長（鈴木宏始君）　本日の日程に戻ります。議案第45号に対する討論を行います。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君）　反対討論をいたします。

この仮置き場に対しましては、まだいまだに住民への説明もされない、また、住民からの回答も得られない、こういう状況の中でこのような危険な廃棄物をです、ましてあの観光地のど真ん中のあの山の上の高いところに置くということ、これは当然その黒川の下流、黒川の全面的な汚染につながるものであるということ、これは一たび危険を生じればこういう事故が起きるわけでございます。そういう状況にありながら、執行部においてはその説明も住民に対して十分ではありませんので、よって本案に対する反対をいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 次に、賛成討論ありませんか。

7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。議案第45号について賛成討論を行います。

私は、議会の一般質問等において、震災以前よりずっと屋内プールの必要性を訴えてまいりました。さらに、今回の震災により、その必要性が一層高まったと感じているところでございます。私は、今回のプール改築計画については、これから述べる4点の理由から賛成をするものであります。

まず、1点目として、安全・安心の観点から早急にプールをつくる必要性があることです。原子力事故による放射能の影響もあって、村民プールは昨年の暑い時期に利用することができませんでした。また、学校プールも利用できず、さらに県内で海水浴、川遊びもできず、村内の子どもたちは夏の行動が制限されることを余儀なくされており、子どもたちの保護者、また、西郷村体育審議委員会、また、あらゆるスポーツ関係者、また、同僚議員を含め、村民の間からもすぐにでもプールをつくるべしという声が上がっております。

次に、2点目といたしまして、プール改築計画についてはこれまでに三度、全員協議会を開催しており、その中で我々議員の中から出た要望が計画の中に組み込まれている点です。当初、6コースで計画されていたが、それでは少ないということで7コースになったこと、水の温度を上げる昇温機能について、ボイラーを通して暖めるための灯油の地下タンクが盛り込まれたこと、観客席が設けられたこと、現在の施設には我々の要望が組み入れられる形となっております。ただ、場所に関しては、被災した現在の場所に建築するとなっておりますが、これについても体育館側に寄せて計画している点や、また、地盤補強を実施するという点で安全性が確保されていると考えるものであります。

3点目として、補助金の件であります。当初予定されていた復興交付金については、残念ながら該当外ということではありますが、内定をもらっている文科省の交付金も2分の1の補助率ということで、有効利用すべきであると考えておるものであります。

最後に、4点目といたしまして、我々も放射能対策特別委員会において、暑い夏には屋内プールが必要であり、これから何十年も放射能の影響を受け続けて成長していくかけがえのない子どもたちを守っていくのは、私たち大人の責任です。今放射能等を受けている子どもたち、この子どもたちのためにも低減を求めており、こういった観点から子どもたちが放射線の影響を気にせず伸び伸びと泳げ、そして子どもたちの元気いっばいの笑顔が見られるような屋内プールの整備が急務であるといったことでもあります。また、一極集中で体育施設がつくられることによって、いろいろなスポーツが1か所でできることによって利便性が保たれることであるので、以上、賛成討論といたします。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。議案第45号について反対討論をします。

ただいま、先ほどからこの議案に対していろいろ申し上げてまいりました。その中

で、私はいろいろ執行部に対してただしてきたわけですが、村長の最後の言葉として、これはやっぱりやるんだと、いろいろその時々調子は合わせるんですが、しかしながら、全く一つのこういう重大な問題に対して、私は執行部は真摯にこういう問題に真剣に取り組むという姿が見えません。ただいま賛成討論を聞きましたが、その中で大人の責任だから重要なんだと、これは全く逆じゃないですか。私どもは、このプールについて、賛成者の言われた大人の責任ということが全くそれは、実はこういう危険なところにつくるといえることは、私ども今回の議決をするに当たって大変重要な最大の責任があるんですよ。だから、こういうずさんな計画のものの学校プール建設は認めないと、それなんですよ。

それで、全員協議会に当たってもいろんなさまざまな説明を受けましたが、しかしながら私は、執行部は単なるガス抜きというか、今民主党政権がやっている消費税の問題と同じように、十分審議を尽くして説明を果たしましたよと、一つのアリバイづくり、何時間費やしたとか3回費やしたとか。しかしながら、結論ありきでもう既に決まっているんだと、そして新聞発表などもして。私どもはそういうことじゃなくて、本当の本質的な議論がしたい。なぜここがだめなんだということは、先ほどから私あるいは同僚議員が申し上げました。そういうことが全然考慮されないということは、最初に結論ありきで全くもう執行部が決めたことはやるんだと、その1点に尽きると思っています。そういうことで、全く我々の子どもたちに対するそういう責任の重大さというものを省みないこの議案に対して、私は反対するものでございます。

○議長（鈴木宏始君） 次に、賛成の方の討論を許します。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 議案第45号「平成24年度西郷村一般会計補正予算」について賛成討論をいたします。

大変、反対討論された方々にも理解はするんですが、今回、皆さんが放射能賠償の関係で給付金で騒いでいた件が補正の中に載っております。大変村民の方々は、大人4万円、子ども10万円というこの補正が早く通らないかなと、早く議会終わらないかなと言って待っている中で、私は反対はできません。そんな関係から賛成討論いたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 次に、反対の方の討論を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号「平成24年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第９、議案第４６号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４６号「平成２４年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４７号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第１０、議案第４７号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４７号「平成２４年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４８号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第１１、議案第４８号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４８号「平成２４年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎報告第2号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第12、報告第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号「平成23年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第3号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第13、報告第3号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。報告第3号について質疑をしたいと思います。

今回いただいた資料のほうの23ページをお開きいただきたいと思うんですけども、ここに2本ほど総務費と災害復旧費ということで項目がうたわれています。ここで建設課長に伺いたいんですけども、この西郷村において1月から3月期にかけて大雪は降らないんですかね。週末は天気は安定しているんですかね。この説明の中にそういうことが書いてあるんですけども。もう一度伺います。この西郷村において、1月から3月期において大雪が降らない、天気が安定する、そういうことが通説としてあるんですか、西郷村は、伺います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで午後5時まで休憩します。

（午後4時40分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後5時00分）

○議長（鈴木宏始君） 報告第3号に対する質疑を継続いたします。

12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 12番上田議員のご質疑にお答えいたします。

説明の中で、週末の降雪や降雨、気温も低い状態が続くなど例年になく天候不順に見舞われたためということのご指摘でしたけれども、（不規則発言あり）いや、降らないことはないです。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。例えば建設課長のほうは答弁の中で、西郷村において1月から3月期にかけて雪は降らないことはない。ということは、降ることはわかっているわけですよね。ということは、想定できるわけですよね。この事故繰越しの定義というのは、避けられない事故によってどうしても予算の消化が終わらない、ですから繰り越しをさせてくださいということですよね。これ理由にならないですよね。違いますか。建設課長、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 特に今年はですね、3月の天候が毎週土日、積雪を伴うほどの雪が降ったために、グラウンドが乾くことがなく工事着手ができないという状態にあったため、繰り越すということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。予測不能でね、何回も申し上げますよ。1月から3月期にかけて西郷村というのは、通常、雪が降らないんだと、雨も降らないんだと。これ見ていると週末も本当は天気がいいんだと。だから工事を発注したんだけど、今年は何か1月から3月まで大雪は降るわ、週末は天気が悪い、そしてグラウンドの乾きもしない、だから工事ができないから繰り越してくださいというのであればわかりますよ。その定義が事故繰越しの定義になりますから。しかしながら、先ほど建設課長はね、1月から3月期にかけては西郷村においては雪は降りますと言っていますよね。そういうことを認めながら、じゃなぜ事故繰越しの定義がこれに当てはまるんですかと私は聞いているんです。当てはまらないですよ。1月から3月期にかけては雪が降ることは幼稚園生でもわかるわけですよ。雪が降れば、解ければグラウンドが乾かないし、そして課長が言われるように、工事もなかなかできない。そういうことは容易に想定できるわけですよ。これはですから理由にならないですよということをおっしゃっているんです。そのことに関していかがですかと伺っているんです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

なかなかご質疑のとおり、鋭いご指摘であります。やっぱり今のお話のとおりで言うと、予測できるものについては理由にできないというのはそのとおりです。ただ、課長が申し上げているとおり、予測を超える異常が今年続いたと。いろんな状況ありますが、特にこの予算の配分のときとか、あるいは調整中のことがいっぱいその前にもありますね。そういったことがあって、4月1日から3月31日までという12か月は、この事業についてはなかなか当てはまらなかったこともございます。いろいろそのほかの事由でも繰り越しはなかなかできませんので、この天候ということにして例年の予測、甘いと言われればそのとおりでございますが、1,000万円以上の工事ということで、次に延ばさざるを得なかったということでございます。ぜひともご理解をひとつ賜りたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ようやく核心的な部分に入れるのかなと思いますけれども、じゃ、これはなぜいわゆる普通の繰り越しができなかったのかということの説明がないから、事故繰越しと、こういうふうにつかまえて、こういう理由で事故繰越しは定義に当てはまりませんよということをおっしゃっているんです。では、なぜ普通の繰り越しができなかったのか、その説明をしてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱりその着手と、それから工事の条件が3月の末に行ってし

まった。そして、その天候とかそういったことで、やっぱり3月31日を過ぎてしまうという状況に立ち至ってくるということでもあります。結局、最初に天気の見込みが甘いと言われればそのとおりなんですけれども、やっぱり事業の時期といいますかね、ちょうどこの3月にかかってしまったということでもあります。日にちはもう全然、24時間しかありませんので、ずっとそれ続いていきますよね。そういったことでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今日は、私はこの繰越明許に関してまず冒頭から始まって、この事故繰越しで最後になるのかなと思っているんですけども、そこで伺いたいんですけども、なぜ普通の繰り越しができなかったのかと言っている。私は、例えば雪が降って工事ができなくて3月31日までに終わらない、だから4月以降に繰り越しするのは別にやむを得ないですよと思いますよ。しかしながら、これ事故繰越しですよ。なぜ、じゃこの事故繰越しの理由だったら想定できるわけですよ、雪が降るといのは。工事ができないというのもわかりますよね、この内容でいけば。そういうのがわかりながら、なぜ事故繰越しを使ったのかという部分なんです。普通の繰り越しは、先ほどできないと村長言われましたけれども、なぜできないのか、その理由をお示しくください。いかがですか。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後5時08分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時10分）

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

当初、この4か所の除染の場所でございますが、年度内の完了を見越して工期を設定しておりました。ただ、年明けにですね、先ほど建設課長のほうで申し上げましたとおり、今年は特に寒い年でございまして、3月の天気が例年と異なりまして、毎週土日ですか、積雪を伴うほどの雪が降ったため気温が低く、グラウンドの乾き等が悪いために、工事の着手ができない状況にあったために繰り越したものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。質問に対しての答弁じゃないんです、それは。意味がわかりますか。村長、教育長、今後二度とこういう議案を出したら、私は絶対に許しません。今議会を見てね、今議会の冒頭から専決のことがありましたよね。このことからに関して、すべて言いわけと言い逃れの始まりじゃないんですか。違いますか。

（不規則発言あり）まさに皆さん、ぶったるんでいる。今怒り心頭ですよ、私は。この質疑に答弁できないんじゃないんですか、ちゃんと。結局は言いわけが、先にこの

ことが来ている。違いますか。だから、きちんとした答弁ができない。それは村長の気持ちの緩み、教育長の気持ちの緩み、それがここにあらわれているんじゃないんですか。（不規則発言あり）このことを強く言って私は質疑を終わります。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） そのほか質疑ありませんか。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第3号「平成23年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第4号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、報告第4号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第4号「平成23年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について」は終わります。

◎報告第5号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、報告第5号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第5号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」は終わります。  
（「議長、休憩をお願いいたします」という声あり）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 休憩を要請されておりますので、暫時休議いたします。  
（午後5時13分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。  
（午後5時14分）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後5時45分まで休憩します  
（午後5時14分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。  
（午後5時44分）

◎決議文の訂正

○議長（鈴木宏始君） 先ほど議案第45号の時点で決議文を提案されましたけれども、この決議のうち金額について訂正したい旨の要求がございましたので、この発言を認めます。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 大変お忙しいところ申しわけございません。先ほどの議員動議

の村民プール改築工事予算についての決議の中で、裏面の決議文の中なんですが、その金額を私、4億5,959万6,000円と書いてしまったんですが、これは米地区の体育館工事も含まれた金額でございます、正確には村民プール改築工事につきましては4億4,559万6,000円でございますので、そのようにご訂正をお願い申し上げます。

以上です。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案調整のため、6時半まで休議をしてほしいという申し出がありましたので、これを認めます。これより午後6時30分まで休憩いたします。

（午後5時47分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時29分）

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりいたします。

本日の会議を午後9時まで延長したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後9時まで延長いたします。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで再度、議案調整のため休議が要求されておりますので、これより午後7時15分まで休憩いたします。

（午後6時30分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後7時16分）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで、もう少しで調整がつきそうだというふうなこともございまして、これより午後8時まで休憩いたします。

（午後7時17分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後8時01分）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま再度休議をしたいという申し出がございまして、これより8時30分まで休憩いたします。

（午後8時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 8 時 29 分）

◎議案第 49 号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 追加日程第 1、議案第 49 号を議題といたします。

追加日程第 1、議案第 49 号については、徳田進君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定により徳田進君を除斥したいと思っております。

おはかりします。

徳田進君を除斥することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、徳田進君を除斥することと決定しました。徳田進君の退席を求めます。

（8 番 徳田 進君 退席）

○議長（鈴木宏始君） 追加日程第 1、議案第 49 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 49 号「西郷村監査委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

徳田進君の除斥を解きます。

（8 番 徳田 進君 復席）

◎発議第 3 号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第 2、発議第 3 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第 3 号「基地対策関係予算の増額等を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第3、発議第4号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号「消費増税に反対する意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第4、発議第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第5号「脱原発に関する意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎放射能対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第16から日程第21までの各委員会の閉会中の所掌事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第22、例月出納検査の結果報告を求めます。代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

平成24年2月期から平成24年4月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ここにご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成24年第2回西郷村議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後8時36分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月19日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 秋 山 和 男

署名議員 徳 田 進